

令和8年7月15日
政策統括官付参事官付世帯統計室
室長 笹木
室長補佐(世帯担当) 中内
室長補佐(所得・貯蓄担当) 山瀬
専門官(健康・介護担当) 和佐田
(担当・内線)
世帯担当 国民生活基礎統計第一係(7500,7587)
所得・貯蓄担当 国民生活基礎統計第二係(7588)
健康・介護担当 国民生活基礎統計第三係(7591)
(代表電話) 03(5253)1111
(直通電話) 03(3595)2974

2025（令和7）年 国民生活基礎調査の概況

目 次

調査の概要	-----	1 頁
結果の概要		
Ⅰ 世帯数と世帯人員の状況		
1 世帯構造及び世帯類型の状況	-----	3
2 65歳以上の者のいる世帯の状況	-----	4
3 65歳以上の者の状況	-----	6
4 児童のいる世帯の状況	-----	7
Ⅱ 各種世帯の所得等の状況		
1 年次別の所得の状況	-----	9
2 所得の分布状況	-----	10
3 世帯主の年齢階級別の所得の状況	-----	10
4 所得の種類別の状況	-----	11
5 貯蓄、借入金の状況	-----	12
6 貧困率の状況	-----	14
7 生活意識の状況	-----	16
Ⅲ 世帯員の健康状況		
1 自覚症状の状況	-----	17
2 通院の状況	-----	18
3 こころの状態	-----	19
4 喫煙の状況	-----	19
5 がん検診の受診状況	-----	20
Ⅳ 介護の状況		
1 要介護者等のいる世帯の状況	-----	21
2 要介護者等の状況	-----	22
3 主な介護者の状況	-----	23
統計表	-----	26
用語の説明	-----	36

【利用上の注意】

(1) 表章記号の規約

計数のない場合	—
統計項目のあり得ない場合	・
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	…
表章単位の2分の1未満の場合	0, 0.0
減少数（率）の場合	△

- (2) この概況に掲載の数値は四捨五入しているため、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。また、増減数や増減率は公表数値から算出している。
- (3) 「世帯」に関する事項において、年次推移に係る1985(昭和60)年以前の数値は「厚生行政基礎調査（厚生省大臣官房統計情報部）」による。
- (4) 1995(平成7)年は、阪神・淡路大震災の影響により、兵庫県については調査を実施しておらず、数値は兵庫県分を除いたものとなっている。
- (5) 2011(平成23)年は、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県については調査を実施しておらず、数値はこれら3県分を除いたものとなっている。
- (6) 2012(平成24)年は、東日本大震災の影響により、福島県については調査を実施しておらず、数値は福島県分を除いたものとなっている。
- (7) 2016(平成28)年は、熊本地震の影響により、熊本県については調査を実施しておらず、数値は熊本県分を除いたものとなっている。
- (8) 2020(令和2)年は、新型コロナウイルス感染症の影響により、調査を実施していない。

調 査 の 概 要

1 調査の目的

国民生活基礎調査は、保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働行政の企画及び立案に必要な基礎資料を得ることを目的とするものであり、1986(昭和61)年を初年として3年ごとに大規模な調査を実施し、中間の各年は簡易な調査を実施することとしている。

2025(令和7)年は、14回目の大規模調査を実施した。

2 調査の対象及び客体

全国の世帯及び世帯員を対象とし、世帯票及び健康票については、2020(令和2)年国勢調査区のうち後置番号1及び8から層化無作為抽出した5,530地区内のすべての世帯(約30万世帯)及び世帯員(約65万4千人)を、介護票については、前記の5,530地区内から層化無作為抽出した2,500地区内の介護保険法の要介護者及び要支援者(約7千人)を、所得票及び貯蓄票については、前記の5,530地区に設定された単位区のうち後置番号1から層化無作為抽出した2,000単位区内のすべての世帯(約3万世帯)及び世帯員(約6万人)を調査客体とした。

ただし、以下については調査の対象から除外した。

①世帯票・健康票・介護票

次に掲げる、世帯に不在の者

単身赴任者、出稼ぎ者、長期出張者(おおむね3か月以上)、遊学中の者、社会福祉施設の入所者、長期入院者(住民登録を病院に移している者)、預けた里子、収監中の者、その他の別居中の者

②所得票・貯蓄票

上記「世帯票」で掲げる不在の者、世帯票調査日以降に転出入した世帯及び世帯員、住み込み又はまかない付きの寮・寄宿舎に居住する単独世帯

注：1 「後置番号」とは、国勢調査区の種類を表す番号であり、「1」は一般調査区、「8」はおおむね50人以上の単身者が居住している寄宿舎・寮等のある区域をいう。

2 「単位区」とは、推計精度の向上、調査員の負担平準化等を図るため、一つの国勢調査区を地理的に分割したものである。

3 調査の実施日

世帯票・健康票・介護票 …………… 2025(令和7)年6月5日(木)

所得票・貯蓄票 …………… 2025(令和7)年7月10日(木)

4 調査の事項

世帯票 …………… 単独世帯の状況、5月中の家計支出総額、世帯主との続柄、性、出生年月、配偶者の有無、医療保険の加入状況、公的年金・恩給の受給状況、公的年金の加入状況、就業状況等

健康票 …………… 自覚症状の状況、通院の状況、健康意識、こころの状態、がん検診の受診状況等

介護票 …………… 要介護度の状況、介護が必要となった原因、介護サービスの利用状況、主に介護する者の介護時間等

所得票 …………… 前年1年間の所得の種類別金額・課税等の状況、生活意識の状況等

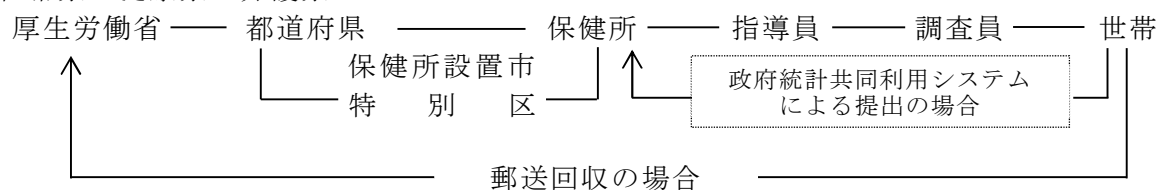
貯蓄票 …………… 貯蓄現在高、借入金残高等

5 調査の方法

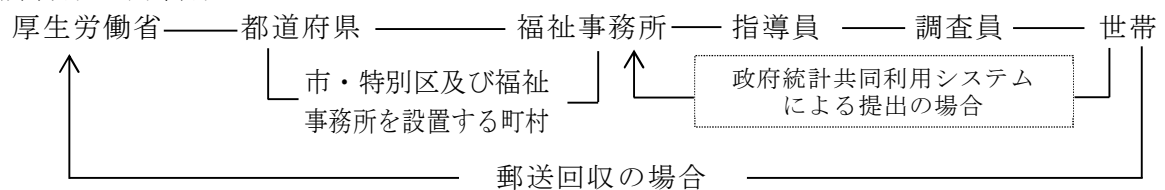
- ① 調査員が、世帯に調査票及びオンライン回答用書類を配布した。
- ② 世帯は、調査票に自ら記入し、後日、調査員に記入済み調査票を提出、又は政府統計共同利用システムにより回答した。なお、調査員が調査票を回収する場合、貯蓄票については密封回収とし、健康票及び所得票については、やむを得ない場合のみ密封回収とした。
- ③ 調査員が再三訪問しても不在で一度も面接できない世帯等、前記②による回収又は回答が困難な世帯については、調査員は、当該世帯に対して調査票郵送用封筒を配布の上、記入済み調査票を厚生労働大臣に対し郵送提出することを求めた。

6 調査の系統

① 世帯票・健康票・介護票



② 所得票・貯蓄票



7 結果の集計及び集計客体

結果の集計は、厚生労働省政策統括官において行った。

なお、調査客体数、回収客体数及び集計客体数は次のとおりであった。

	調査客体数	回収客体数	集計客体数 (集計不能のものを除いた数)
世帯票・健康票	301,221 世帯	188,589 世帯	187,633 世帯
所得票・貯蓄票	27,901 世帯	17,500 世帯	16,921 世帯
介護票	7,459 人	5,950 人	5,260 人

※ 国民生活基礎調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく基幹統計「国民生活基礎統計」を作成するための統計調査である。

結 果 の 概 要

I 世帯数と世帯人員の状況

1 世帯構造及び世帯類型の状況

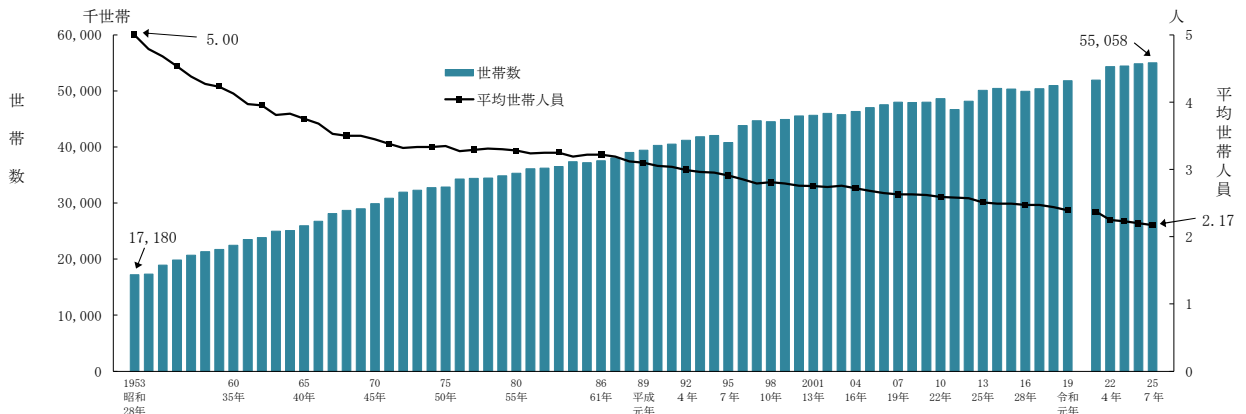
2025(令和7)年6月5日現在における全国の世帯総数は5505万8千世帯となっている。
世帯構造をみると、「単独世帯」が1947万7千世帯(全世帯の35.4%)で最も多く、次いで「夫婦のみの世帯」が1362万6千世帯(同24.7%)、「夫婦と未婚の子のみの世帯」が1340万6千世帯(同24.3%)となっている。
世帯類型をみると、「高齢者世帯」は1754万6千世帯(全世帯の31.9%)となっている。(表1、図1)

表1 世帯構造別、世帯類型別世帯数及び平均世帯人員の年次推移

	総 数	世 帯 構 造						世 帯 類 型				平 均 世帯人員
		単独世帯	夫婦のみ の 世 帯	夫 婦 と 未 婚 の 子 のみの世帯	ひとり親と 未婚の子 のみの世帯	三 世 代 帯	そ の 他 の 世 帯	高 齢 者 世 帯	母子世帯	父子世帯	そ の 他 の 世 帯	
推 計 数 (単位：千世帯)												(人)
1986 (昭和61)年	37 544	6 826	5 401	15 525	1 908	5 757	2 127	2 362	600	115	34 468	3.22
’ 89 (平成元)	39 417	7 866	6 322	15 478	1 985	5 599	2 166	3 057	554	100	35 707	3.10
’ 92 (4)	41 210	8 974	7 071	15 247	1 998	5 390	2 529	3 688	480	86	36 957	2.99
’ 95 (7)	40 770	9 213	7 488	14 398	2 112	5 082	2 478	4 390	483	84	35 812	2.91
’ 98 (10)	44 496	10 627	8 781	14 951	2 364	5 125	2 648	5 614	502	78	38 302	2.81
2001 (13)	45 664	11 017	9 403	14 872	2 618	4 844	2 909	6 654	587	80	38 343	2.75
’ 04 (16)	46 323	10 817	10 161	15 125	2 774	4 512	2 934	7 874	627	90	37 732	2.72
’ 07 (19)	48 023	11 983	10 636	15 015	3 006	4 045	3 337	9 009	717	100	38 197	2.63
’ 10 (22)	48 638	12 386	10 994	14 922	3 180	3 835	3 320	10 207	708	77	37 646	2.59
’ 13 (25)	50 112	13 285	11 644	14 899	3 621	3 329	3 334	11 614	821	91	37 586	2.51
’ 16 (28)	49 945	13 434	11 850	14 744	3 640	2 947	3 330	13 271	712	91	35 871	2.47
’ 19 (令和元)	51 785	14 907	12 639	14 718	3 616	2 627	3 278	14 878	644	76	36 187	2.39
’ 22 (4)	54 310	17 852	13 330	14 022	3 666	2 086	3 353	16 931	565	75	36 738	2.25
’ 23 (5)	54 452	18 495	13 395	13 516	3 731	2 050	3 264	16 560	560	71	37 261	2.23
’ 24 (6)	54 825	18 995	13 544	13 218	3 912	1 868	3 289	17 207	590	60	36 968	2.20
’ 25 (7)	55 058	19 477	13 626	13 406	3 687	1 700	3 162	17 546	543	69	36 899	2.17
構 成 割 合 (単位：%)												
1986 (昭和61)年	100.0	18.2	14.4	41.4	5.1	15.3	5.7	6.3	1.6	0.3	91.8	・
’ 89 (平成元)	100.0	20.0	16.0	39.3	5.0	14.2	5.5	7.8	1.4	0.3	90.6	・
’ 92 (4)	100.0	21.8	17.2	37.0	4.8	13.1	6.1	8.9	1.2	0.2	89.7	・
’ 95 (7)	100.0	22.6	18.4	35.3	5.2	12.5	6.1	10.8	1.2	0.2	87.8	・
’ 98 (10)	100.0	23.9	19.7	33.6	5.3	11.5	6.0	12.6	1.1	0.2	86.1	・
2001 (13)	100.0	24.1	20.6	32.6	5.7	10.6	6.4	14.6	1.3	0.2	84.0	・
’ 04 (16)	100.0	23.4	21.9	32.7	6.0	9.7	6.3	17.0	1.4	0.2	81.5	・
’ 07 (19)	100.0	25.0	22.1	31.3	6.3	8.4	6.9	18.8	1.5	0.2	79.5	・
’ 10 (22)	100.0	25.5	22.6	30.7	6.5	7.9	6.8	21.0	1.5	0.2	77.4	・
’ 13 (25)	100.0	26.5	23.2	29.7	7.2	6.6	6.7	23.2	1.6	0.2	75.0	・
’ 16 (28)	100.0	26.9	23.7	29.5	7.3	5.9	6.7	26.6	1.4	0.2	71.8	・
’ 19 (令和元)	100.0	28.8	24.4	28.4	7.0	5.1	6.3	28.7	1.2	0.1	69.9	・
’ 22 (4)	100.0	32.9	24.5	25.8	6.8	3.8	6.2	31.2	1.0	0.1	67.6	・
’ 23 (5)	100.0	34.0	24.6	24.8	6.9	3.8	6.0	30.4	1.0	0.1	68.4	・
’ 24 (6)	100.0	34.6	24.7	24.1	7.1	3.4	6.0	31.4	1.1	0.1	67.4	・
’ 25 (7)	100.0	35.4	24.7	24.3	6.7	3.1	5.7	31.9	1.0	0.1	67.0	・

注：1) 1995(平成7)年の数値は、兵庫県を除いたものである。
2) 2016(平成28)年の数値は、熊本県を除いたものである。

図1 世帯数と平均世帯人員の年次推移



注：1) 1995(平成7)年の数値は、兵庫県を除いたものである。
2) 2011(平成23)年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除いたものである。
3) 2012(平成24)年の数値は、福島県を除いたものである。
4) 2016(平成28)年の数値は、熊本県を除いたものである。
5) 2020(令和2)年は、調査を実施していない。

2 65歳以上の者のいる世帯の状況

65歳以上の者のいる世帯は2761万4千世帯（全世帯の50.2%）となっている。

世帯構造をみると、「単独世帯」が933万5千世帯（65歳以上の者のいる世帯の33.8%）で最も多く、次いで「夫婦のみの世帯」が882万8千世帯（同32.0%）、「親と未婚の子のみの世帯」が554万9千世帯（同20.1%）となっている。（表2、図2）

表2 65歳以上の者のいる世帯の世帯構造の年次推移

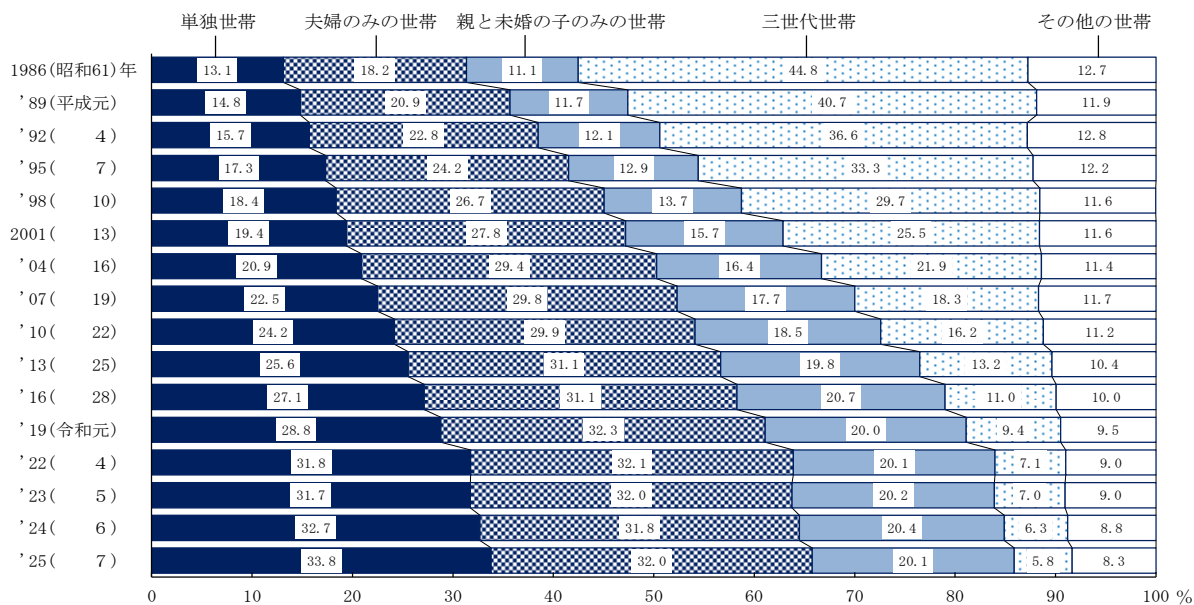
	65歳以上の者のいる世帯	全世帯に占める割合(%)	単独世帯	夫婦のみの世帯	親と未婚の子のみの世帯	三世帯世帯	その他の世帯	(再掲) 65歳以上の者のみの世帯
推 計 数 (単位：千世帯)								
1986(昭和61)年	9 769	(26.0)	1 281	1 782	1 086	4 375	1 245	2 339
'89(平成元)	10 774	(27.3)	1 592	2 257	1 260	4 385	1 280	3 035
'92(4)	11 884	(28.8)	1 865	2 706	1 439	4 348	1 527	3 666
'95(7)	12 695	(31.1)	2 199	3 075	1 636	4 232	1 553	4 370
'98(10)	14 822	(33.3)	2 724	3 956	2 025	4 401	1 715	5 597
2001(13)	16 367	(35.8)	3 179	4 545	2 563	4 179	1 902	6 636
'04(16)	17 864	(38.6)	3 730	5 252	2 931	3 919	2 031	7 855
'07(19)	19 263	(40.1)	4 326	5 732	3 418	3 528	2 260	8 986
'10(22)	20 705	(42.6)	5 018	6 190	3 836	3 348	2 313	10 188
'13(25)	22 420	(44.7)	5 730	6 974	4 442	2 953	2 321	11 594
'16(28)	24 165	(48.4)	6 559	7 526	5 007	2 668	2 405	13 252
'19(令和元)	25 584	(49.4)	7 369	8 270	5 118	2 404	2 423	14 856
'22(4)	27 474	(50.6)	8 730	8 821	5 514	1 947	2 463	16 915
'23(5)	26 951	(49.5)	8 553	8 635	5 432	1 898	2 433	16 537
'24(6)	27 604	(50.3)	9 031	8 786	5 619	1 751	2 416	17 190
'25(7)	27 614	(50.2)	9 335	8 828	5 549	1 597	2 305	17 532
構 成 割 合 (単位：%)								
1986(昭和61)年	100.0	・	13.1	18.2	11.1	44.8	12.7	23.9
'89(平成元)	100.0	・	14.8	20.9	11.7	40.7	11.9	28.2
'92(4)	100.0	・	15.7	22.8	12.1	36.6	12.8	30.8
'95(7)	100.0	・	17.3	24.2	12.9	33.3	12.2	34.4
'98(10)	100.0	・	18.4	26.7	13.7	29.7	11.6	37.8
2001(13)	100.0	・	19.4	27.8	15.7	25.5	11.6	40.5
'04(16)	100.0	・	20.9	29.4	16.4	21.9	11.4	44.0
'07(19)	100.0	・	22.5	29.8	17.7	18.3	11.7	46.6
'10(22)	100.0	・	24.2	29.9	18.5	16.2	11.2	49.2
'13(25)	100.0	・	25.6	31.1	19.8	13.2	10.4	51.7
'16(28)	100.0	・	27.1	31.1	20.7	11.0	10.0	54.8
'19(令和元)	100.0	・	28.8	32.3	20.0	9.4	9.5	58.1
'22(4)	100.0	・	31.8	32.1	20.1	7.1	9.0	61.6
'23(5)	100.0	・	31.7	32.0	20.2	7.0	9.0	61.4
'24(6)	100.0	・	32.7	31.8	20.4	6.3	8.8	62.3
'25(7)	100.0	・	33.8	32.0	20.1	5.8	8.3	63.5

注：1) 1995(平成7)年の数値は、兵庫県を除いたものである。

2) 2016(平成28)年の数値は、熊本県を除いたものである。

3) 「親と未婚の子のみの世帯」とは、「夫婦と未婚の子のみの世帯」及び「ひとり親と未婚の子のみの世帯」をいう。

図2 65歳以上の者のいる世帯の世帯構造の年次推移



注：1) 1995(平成7)年の数値は、兵庫県を除いたものである。

2) 2016(平成28)年の数値は、熊本県を除いたものである。

3) 「親と未婚の子のみの世帯」とは、「夫婦と未婚の子のみの世帯」及び「ひとり親と未婚の子のみの世帯」をいう。

65歳以上の者のいる世帯のうち、高齢者世帯の世帯構造をみると、「単独世帯」が933万5千世帯（高齢者世帯の53.2%）、「夫婦のみの世帯」が755万9千世帯（同43.1%）となっている（表3、図3）。

「単独世帯」をみると、男は37.6%、女は62.4%となっている。

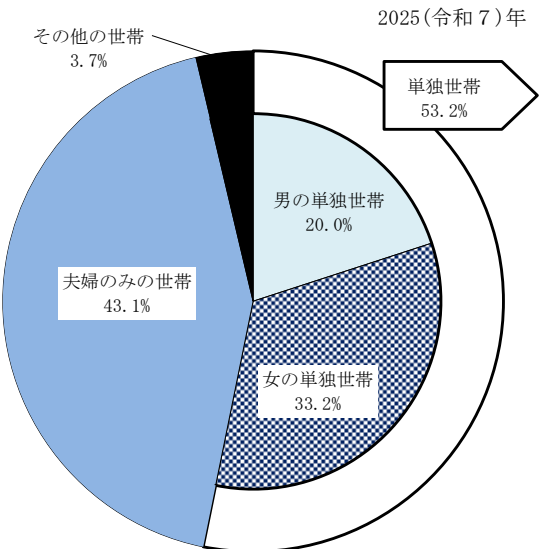
性別に年齢構成をみると、男は「70～74歳」が25.0%、女は「85歳以上」が24.5%で最も多くなっている。（図4）

表3 高齢者世帯の世帯構造の年次推移

	高齢者世帯	全世帯に占める割合(%)	単独世帯	男の単独世帯	女の単独世帯	夫婦のみの世帯	その他の世帯
			推 計 数	(単位：千世帯)			
1986 (昭和61)年	2 362	(6.3)	1 281	246	1 035	1 001	80
'89 (平成元)	3 057	(7.8)	1 592	307	1 285	1 377	88
'92 (4)	3 688	(8.9)	1 865	348	1 517	1 704	119
'95 (7)	4 390	(10.8)	2 199	449	1 751	2 050	141
'98 (10)	5 614	(12.6)	2 724	555	2 169	2 712	178
2001 (13)	6 654	(14.6)	3 179	728	2 451	3 257	218
'04 (16)	7 874	(17.0)	3 730	906	2 824	3 899	245
'07 (19)	9 009	(18.8)	4 326	1 174	3 153	4 390	292
'10 (22)	10 207	(21.0)	5 018	1 420	3 598	4 876	313
'13 (25)	11 614	(23.2)	5 730	1 659	4 071	5 513	371
'16 (28)	13 271	(26.6)	6 559	2 095	4 464	6 196	516
'19 (令和元)	14 878	(28.7)	7 369	2 577	4 793	6 938	571
'22 (4)	16 931	(31.2)	8 730	3 138	5 592	7 562	640
'23 (5)	16 560	(30.4)	8 553	3 042	5 511	7 303	704
'24 (6)	17 207	(31.4)	9 031	3 255	5 777	7 498	678
'25 (7)	17 546	(31.9)	9 335	3 511	5 824	7 559	653
			構 成 割 合	(単位：%)			
1986 (昭和61)年	100.0	・	54.2	10.4	43.8	42.4	3.4
'89 (平成元)	100.0	・	52.1	10.0	42.0	45.0	2.9
'92 (4)	100.0	・	50.6	9.4	41.1	46.2	3.2
'95 (7)	100.0	・	50.1	10.2	39.9	46.7	3.2
'98 (10)	100.0	・	48.5	9.9	38.6	48.3	3.2
2001 (13)	100.0	・	47.8	10.9	36.8	49.0	3.3
'04 (16)	100.0	・	47.4	11.5	35.9	49.5	3.1
'07 (19)	100.0	・	48.0	13.0	35.0	48.7	3.2
'10 (22)	100.0	・	49.2	13.9	35.3	47.8	3.1
'13 (25)	100.0	・	49.3	14.3	35.1	47.5	3.2
'16 (28)	100.0	・	49.4	15.8	33.6	46.7	3.9
'19 (令和元)	100.0	・	49.5	17.3	32.2	46.6	3.8
'22 (4)	100.0	・	51.6	18.5	33.0	44.7	3.8
'23 (5)	100.0	・	51.6	18.4	33.3	44.1	4.2
'24 (6)	100.0	・	52.5	18.9	33.6	43.6	3.9
'25 (7)	100.0	・	53.2	20.0	33.2	43.1	3.7

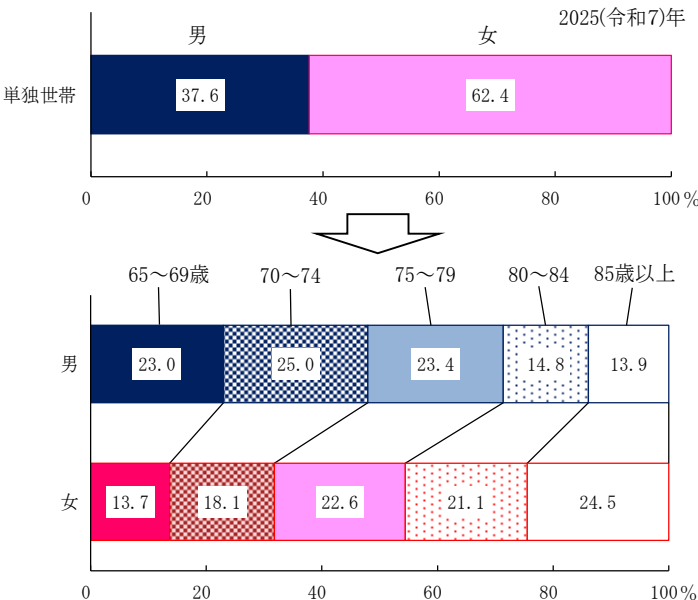
注：1) 1995(平成7)年の数値は、兵庫県を除いたものである。
2) 2016(平成28)年の数値は、熊本県を除いたものである。
3) 「その他の世帯」には、「親と未婚の子のみの世帯」及び「三世帯世帯」を含む。

図3 高齢者世帯の世帯構造



注：「その他の世帯」には、「親と未婚の子のみの世帯」及び「三世帯世帯」を含む。

図4 65歳以上の単独世帯の性・年齢構成



3 65歳以上の者の状況

65歳以上の者は4024万5千人となっている。

家族形態をみると、「夫婦のみの世帯」（夫婦の両方又は一方が65歳以上）の者が1638万7千人（65歳以上の者の40.7%）で最も多く、次いで「子と同居」の者が1296万6千人（同32.2%）、「単独世帯」の者が933万5千人（同23.2%）となっている。（表4）

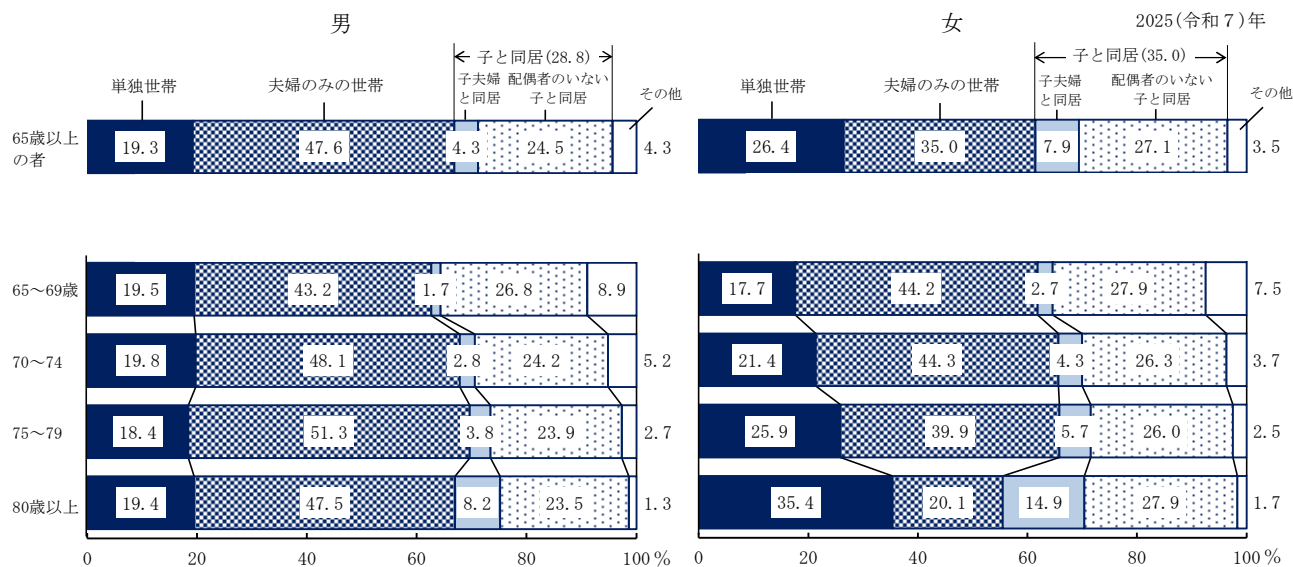
表4 65歳以上の者の家族形態の年次推移

	65歳以上の者	単独世帯	夫婦のみの世帯	子と同居	子夫婦と同居	配偶者のいない子と同居	その他の親族と同居	非親族と同居
推 計 数 （単位：千人）								
1986（昭和61）年	12 626	1 281	2 784	8 116	5 897	2 219	409	37
’89（平成元）	14 239	1 592	3 634	8 539	6 016	2 524	445	29
’92（ 4）	15 986	1 865	4 410	9 122	6 188	2 934	549	41
’95（ 7）	17 449	2 199	5 125	9 483	6 192	3 291	611	31
’98（10）	20 620	2 724	6 669	10 374	6 443	3 931	816	36
2001（13）	23 073	3 179	7 802	11 173	6 332	4 841	878	41
’04（16）	25 424	3 730	9 151	11 571	5 995	5 576	916	55
’07（19）	27 584	4 326	10 122	12 034	5 406	6 629	1 056	45
’10（22）	29 768	5 018	11 065	12 577	5 203	7 374	1 081	27
’13（25）	32 394	5 730	12 487	12 950	4 498	8 452	1 193	33
’16（28）	35 315	6 559	13 721	13 570	4 034	9 536	1 420	44
’19（令和元）	37 631	7 369	15 208	13 527	3 756	9 771	1 492	35
’22（ 4）	40 297	8 730	16 383	13 569	3 038	10 531	1 562	54
’23（ 5）	39 527	8 553	15 938	13 378	3 155	10 223	1 584	74
’24（ 6）	40 326	9 031	16 284	13 346	2 899	10 447	1 608	57
’25（ 7）	40 245	9 335	16 387	12 966	2 529	10 436	1 501	57
構 成 割 合 （単位：％）								
1986（昭和61）年	100.0	10.1	22.0	64.3	46.7	17.6	3.2	0.3
’89（平成元）	100.0	11.2	25.5	60.0	42.2	17.7	3.1	0.2
’92（ 4）	100.0	11.7	27.6	57.1	38.7	18.4	3.4	0.3
’95（ 7）	100.0	12.6	29.4	54.3	35.5	18.9	3.5	0.2
’98（10）	100.0	13.2	32.3	50.3	31.2	19.1	4.0	0.2
2001（13）	100.0	13.8	33.8	48.4	27.4	21.0	3.8	0.2
’04（16）	100.0	14.7	36.0	45.5	23.6	21.9	3.6	0.2
’07（19）	100.0	15.7	36.7	43.6	19.6	24.0	3.8	0.2
’10（22）	100.0	16.9	37.2	42.2	17.5	24.8	3.6	0.1
’13（25）	100.0	17.7	38.5	40.0	13.9	26.1	3.7	0.1
’16（28）	100.0	18.6	38.9	38.4	11.4	27.0	4.0	0.1
’19（令和元）	100.0	19.6	40.4	35.9	10.0	26.0	4.0	0.1
’22（ 4）	100.0	21.7	40.7	33.7	7.5	26.1	3.9	0.1
’23（ 5）	100.0	21.6	40.3	33.8	8.0	25.9	4.0	0.2
’24（ 6）	100.0	22.4	40.4	33.1	7.2	25.9	4.0	0.1
’25（ 7）	100.0	23.2	40.7	32.2	6.3	25.9	3.7	0.1

注：1）1995（平成7）年の数値は、兵庫県を除いたものである。
2）2016（平成28）年の数値は、熊本県を除いたものである。

性・年齢階級別にみると、男は「夫婦のみの世帯」の割合が高くなっており、女は年齢が高くなるにしたがって「単独世帯」と「子夫婦と同居」の割合が高くなっている（図5）。

図5 性・年齢階級別にみた65歳以上の者の家族形態



注：「その他」とは、「その他の親族と同居」及び「非親族と同居」をいう。

4 児童のいる世帯の状況

児童のいる世帯は917万4千世帯で全世帯の16.7%となっており、児童が「1人」いる世帯は460万世帯（全世帯の8.4%、児童のいる世帯の50.1%）、「2人」いる世帯は351万6千世帯（全世帯の6.4%、児童のいる世帯の38.3%）となっている。

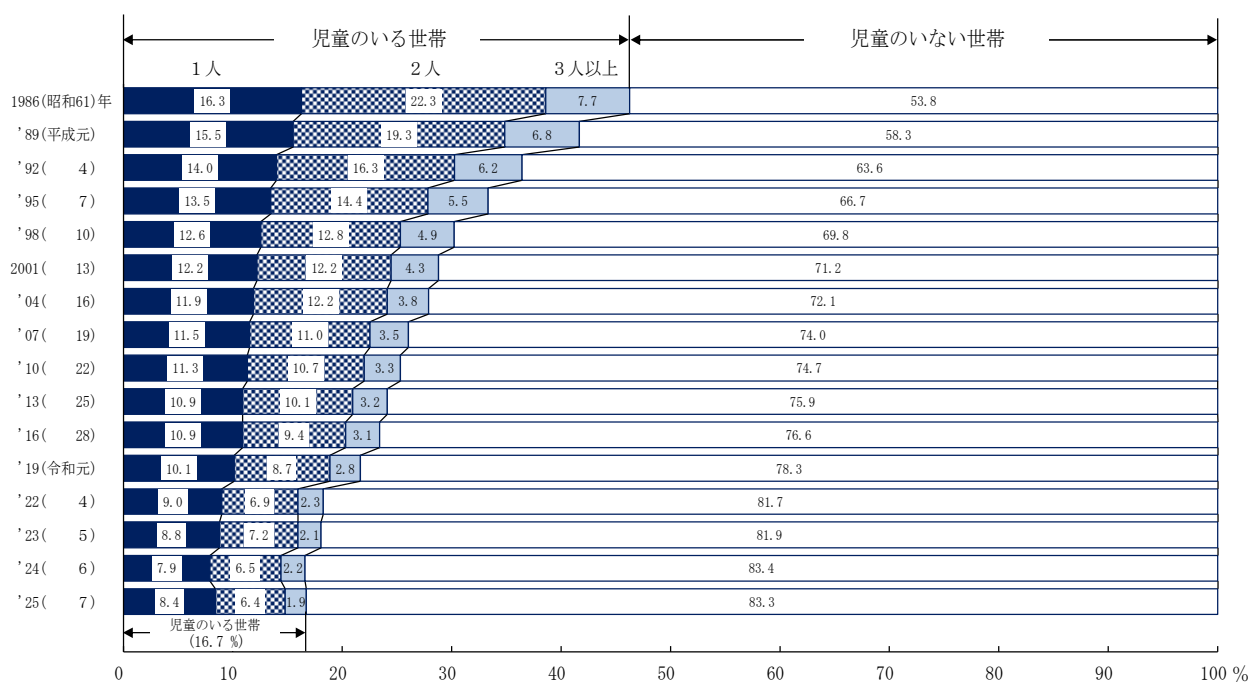
世帯構造をみると、「夫婦と未婚の子のみの世帯」が718万8千世帯（児童のいる世帯の78.4%）で最も多く、次いで「三世帯世帯」が86万8千世帯（同9.5%）となっている。（表5、図6）

表5 児童数別、世帯構造別児童のいる世帯数及び平均児童数の年次推移

	児童のいる世帯	全世帯に占める割合(%)	児童数			世帯構造					児童のいる世帯の平均児童数
			1人	2人	3人以上	核家族世帯	夫婦と未婚の子のみの世帯	ひとり親と未婚の子のみの世帯	三世帯世帯	その他の世帯	
1986(昭和61)年	17 364	(46.2)	6 107	8 381	2 877	12 080	11 359	722	4 688	596	1.83
'89(平成元)	16 426	(41.7)	6 119	7 612	2 695	11 419	10 742	677	4 415	592	1.81
'92(4)	15 009	(36.4)	5 772	6 697	2 540	10 371	9 800	571	4 087	551	1.80
'95(7)	13 586	(33.3)	5 495	5 854	2 237	9 419	8 840	580	3 658	509	1.78
'98(10)	13 453	(30.2)	5 588	5 679	2 185	9 420	8 820	600	3 548	485	1.77
2001(13)	13 156	(28.8)	5 581	5 594	1 981	9 368	8 701	667	3 255	534	1.75
'04(16)	12 916	(27.9)	5 510	5 667	1 739	9 589	8 851	738	2 902	425	1.73
'07(19)	12 499	(26.0)	5 544	5 284	1 671	9 489	8 645	844	2 498	511	1.71
'10(22)	12 324	(25.3)	5 514	5 181	1 628	9 483	8 669	813	2 320	521	1.70
'13(25)	12 085	(24.1)	5 457	5 048	1 580	9 618	8 707	912	1 965	503	1.70
'16(28)	11 666	(23.4)	5 436	4 702	1 527	9 386	8 576	810	1 717	564	1.69
'19(令和元)	11 221	(21.7)	5 250	4 523	1 448	9 252	8 528	724	1 488	480	1.68
'22(4)	9 917	(18.3)	4 889	3 772	1 256	8 374	7 744	629	1 104	439	1.66
'23(5)	9 835	(18.1)	4 782	3 902	1 152	8 106	7 465	642	1 105	624	1.65
'24(6)	9 074	(16.6)	4 329	3 556	1 059	7 842	7 183	659	975	257	1.68
'25(7)	9 174	(16.7)	4 600	3 516	1 059	7 809	7 188	621	868	497	1.63
構成割合 (単位: %)											
1986(昭和61)年	100.0	・	35.2	48.3	16.6	69.6	65.4	4.2	27.0	3.4	・
'89(平成元)	100.0	・	37.2	46.3	16.4	69.5	65.4	4.1	26.9	3.6	・
'92(4)	100.0	・	38.5	44.6	16.9	69.1	65.3	3.8	27.2	3.7	・
'95(7)	100.0	・	40.4	43.1	16.5	69.3	65.1	4.3	26.9	3.7	・
'98(10)	100.0	・	41.5	42.2	16.2	70.0	65.6	4.5	26.4	3.6	・
2001(13)	100.0	・	42.4	42.5	15.1	71.2	66.1	5.1	24.7	4.1	・
'04(16)	100.0	・	42.7	43.9	13.5	74.2	68.5	5.7	22.5	3.3	・
'07(19)	100.0	・	44.4	42.3	13.4	75.9	69.2	6.8	20.0	4.1	・
'10(22)	100.0	・	44.7	42.0	13.2	76.9	70.3	6.6	18.8	4.2	・
'13(25)	100.0	・	45.2	41.8	13.1	79.6	72.0	7.5	16.3	4.2	・
'16(28)	100.0	・	46.6	40.3	13.1	80.5	73.5	6.9	14.7	4.8	・
'19(令和元)	100.0	・	46.8	40.3	12.9	82.5	76.0	6.5	13.3	4.3	・
'22(4)	100.0	・	49.3	38.0	12.7	84.4	78.1	6.3	11.1	4.4	・
'23(5)	100.0	・	48.6	39.7	11.7	82.4	75.9	6.5	11.2	6.3	・
'24(6)	100.0	・	47.7	39.2	13.1	86.4	79.2	7.3	10.7	2.8	・
'25(7)	100.0	・	50.1	38.3	11.5	85.1	78.4	6.8	9.5	5.4	・

注：1) 1995(平成7)年の数値は、兵庫県を除いたものである。
2) 2016(平成28)年の数値は、熊本県を除いたものである。
3) 「その他の世帯」には、「単独世帯」を含む。

図6 児童の有（児童数）無の年次推移



注：1) 1995(平成7)年の数値は、兵庫県を除いたものである。
2) 2016(平成28)年の数値は、熊本県を除いたものである。

児童のいる世帯における母の仕事の状況をみると、「仕事あり」の割合は81.2%となっている（表6、図7）。

表6 児童のいる世帯における母の仕事の状況の年次推移

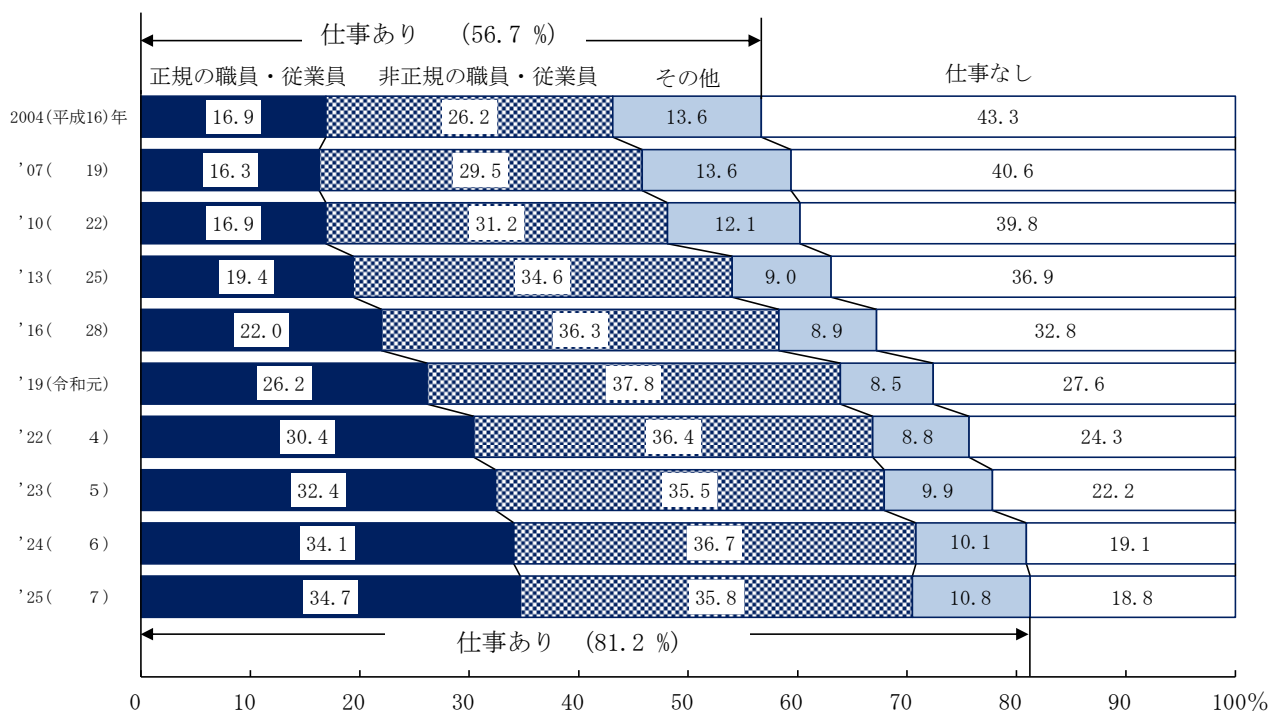
	総数	仕事あり	正 規 の 職 員 ・ 従 業 員	非正規の 職 員 ・ 従 業 員	その他	仕事なし
推計数（単位：千世帯）						
2004（平成16）年	12 542	7 109	2 115	3 286	1 707	5 433
’07（ 19）	12 058	7 158	1 968	3 553	1 637	4 900
’10（ 22）	11 945	7 190	2 019	3 731	1 439	4 756
’13（ 25）	11 711	7 384	2 269	4 056	1 059	4 326
’16（ 28）	11 221	7 536	2 464	4 068	1 004	3 685
’19（令和元）	10 872	7 869	2 843	4 105	921	3 003
’22（ 4）	9 618	7 277	2 927	3 504	846	2 341
’23（ 5）	9 274	7 212	3 002	3 292	918	2 063
’24（ 6）	8 886	7 188	3 028	3 264	896	1 698
’25（ 7）	8 783	7 135	3 044	3 144	946	1 648
構成割合（単位：%）						
2004（平成16）年	100.0	56.7	16.9	26.2	13.6	43.3
’07（ 19）	100.0	59.4	16.3	29.5	13.6	40.6
’10（ 22）	100.0	60.2	16.9	31.2	12.1	39.8
’13（ 25）	100.0	63.1	19.4	34.6	9.0	36.9
’16（ 28）	100.0	67.2	22.0	36.3	8.9	32.8
’19（令和元）	100.0	72.4	26.2	37.8	8.5	27.6
’22（ 4）	100.0	75.7	30.4	36.4	8.8	24.3
’23（ 5）	100.0	77.8	32.4	35.5	9.9	22.2
’24（ 6）	100.0	80.9	34.1	36.7	10.1	19.1
’25（ 7）	100.0	81.2	34.7	35.8	10.8	18.8

注：1）2016（平成28）年の数値は、熊本県を除いたものである。

2）母の「仕事の有無不詳」を含まない。

3）「その他」には、会社・団体等の役員、自営業主、家族従業者、内職、その他、勤めか自営か不詳及び勤め先での呼称不詳を含む。

図7 児童のいる世帯における母の仕事の状況の年次推移



注：1）2016（平成28）年の数値は、熊本県を除いたものである。

2）母の「仕事の有無不詳」を含まない。

3）「その他」には、会社・団体等の役員、自営業主、家族従業者、内職、その他、勤めか自営か不詳及び勤め先での呼称不詳を含む。

Ⅱ 各種世帯の所得等の状況

「2025年調査」の所得とは、2024（令和6）年1月1日から12月31日までの1年間の所得であり、貯蓄・借入金とは、2025（令和7）年6月末日の現在高及び残高である。

なお、生活意識については、2025（令和7）年7月10日現在の意識である。

1 年次別の所得の状況

2024（令和6）年の1世帯当たり平均所得金額は、「全世帯」が575万2千円となっている。また、「高齢者世帯」が336万1千円、「高齢者世帯以外の世帯」が700万7千円、「児童のいる世帯」が857万3千円となっている。（表7、図8）

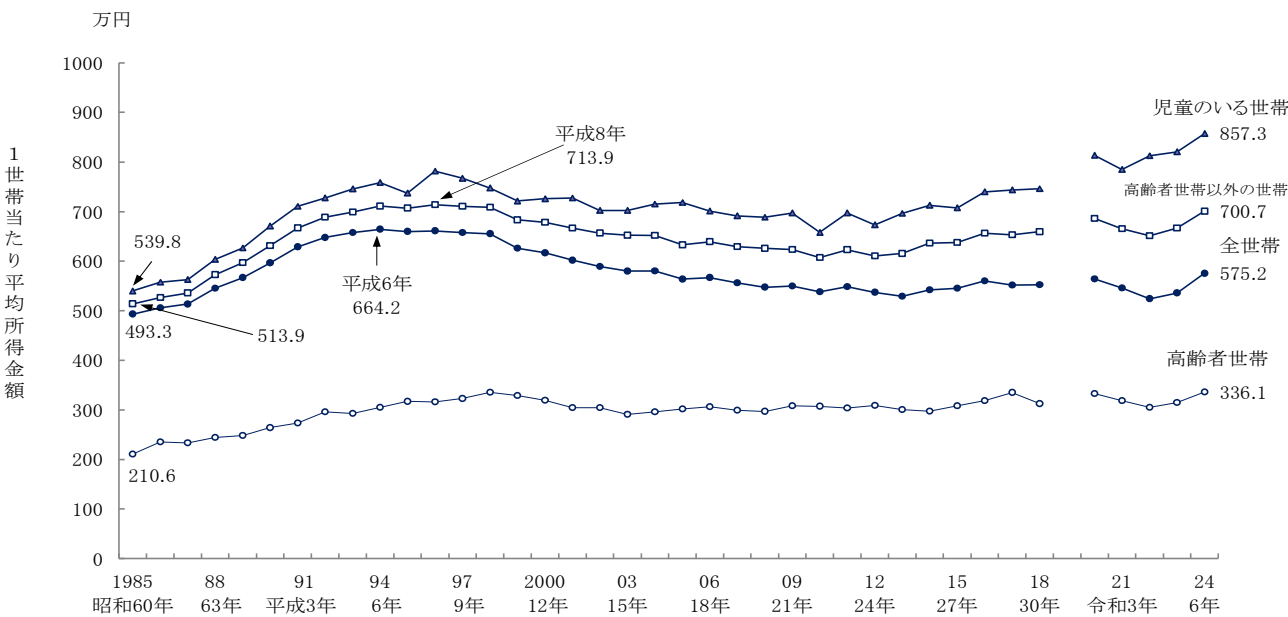
表7 各種世帯の1世帯当たり平均所得金額の年次推移

世帯の種類 対前年増加率	2015 (平成27)年	2016 (28)年	2017 (29)年	2018 (30)年	2019 (令和元)年	2020 (2)年	2021 (3)年	2022 (4)年	2023 (5)年	2024 (6)年
全 世 帯 (万円)	545.4	560.2	551.6	552.3	...	564.3	545.7	524.2	536.0	575.2
対前年増減率 (%)	0.6	2.7	△1.5	0.1	...	...	△3.3	△3.9	2.3	7.3
高 齢 者 世 帯 (万円)	308.1	318.6	334.9	312.6	...	332.9	318.3	304.9	314.8	336.1
対前年増減率 (%)	3.6	3.4	5.1	△6.7	...	...	△4.4	△4.2	3.2	6.8
高齢者世帯以外の世帯 (万円)	638.0	656.3	653.2	659.3	...	685.9	665.0	651.1	666.7	700.7
対前年増減率 (%)	0.3	2.9	△0.5	0.9	...	...	△3.0	△2.1	2.4	5.1
児 童 の い る 世 帯 (万円)	707.6	739.8	743.6	745.9	...	813.5	785.0	812.6	820.5	857.3
対前年増減率 (%)	△0.7	4.6	0.5	0.3	...	...	△3.5	3.5	1.0	4.5

注：1) 2015（平成27）年の数値は、熊本県を除いたものである。

2) 2020（令和2）年は、調査（2019（令和元）年の所得）を実施していない。

図8 各種世帯の1世帯当たり平均所得金額の年次推移



注：1) 1994（平成6）年の数値は、兵庫県を除いたものである。

2) 2010（平成22）年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除いたものである。

3) 2011（平成23）年の数値は、福島県を除いたものである。

4) 2015（平成27）年の数値は、熊本県を除いたものである。

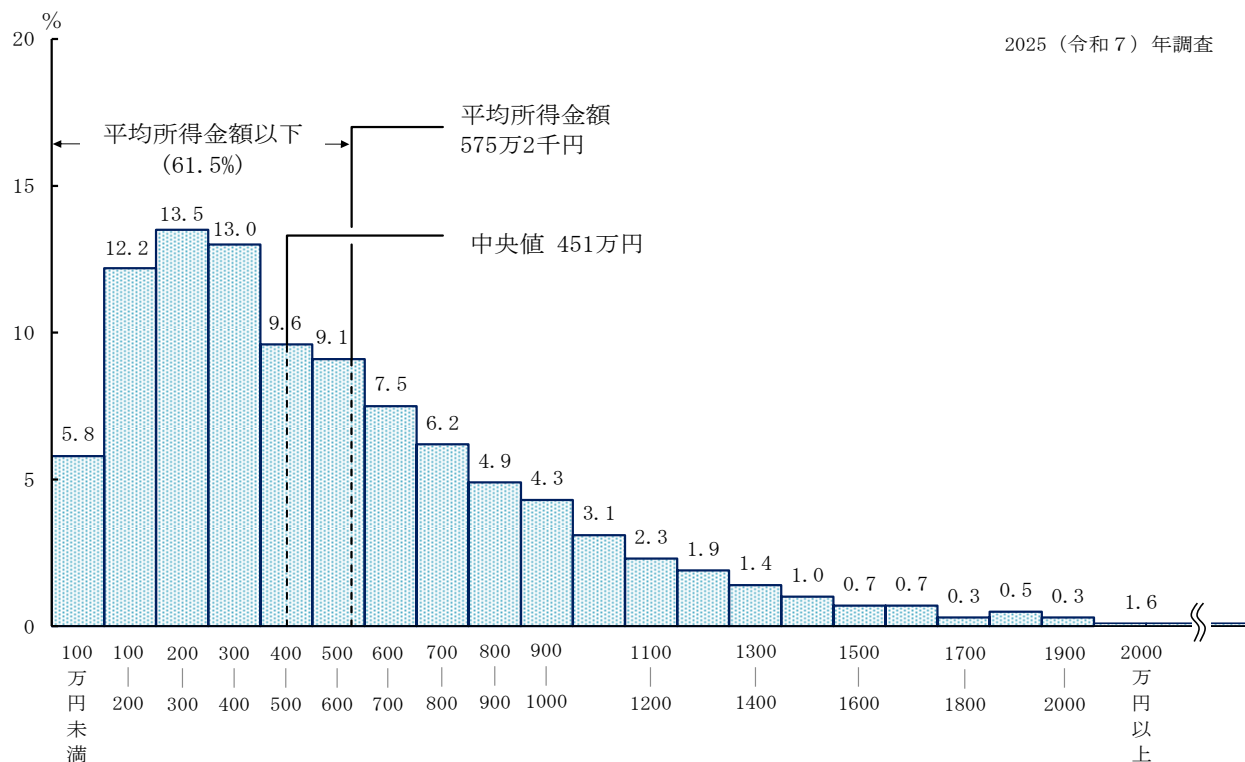
5) 2020（令和2）年は、調査（2019（令和元）年の所得）を実施していない。

2 所得の分布状況

所得金額階級別に世帯数の相対度数分布をみると、「200～300 万円未満」が 13.5%、「300～400 万円未満」が 13.0%、「100～200 万円未満」が 12.2%と多くなっている。

中央値（所得を低いものから高いものへと順に並べて 2 等分する境界値）は 451 万円であり、平均所得金額（575 万 2 千円）以下の割合は 61.5%となっている。（図 9）

図 9 所得金額階級別世帯数の相対度数分布

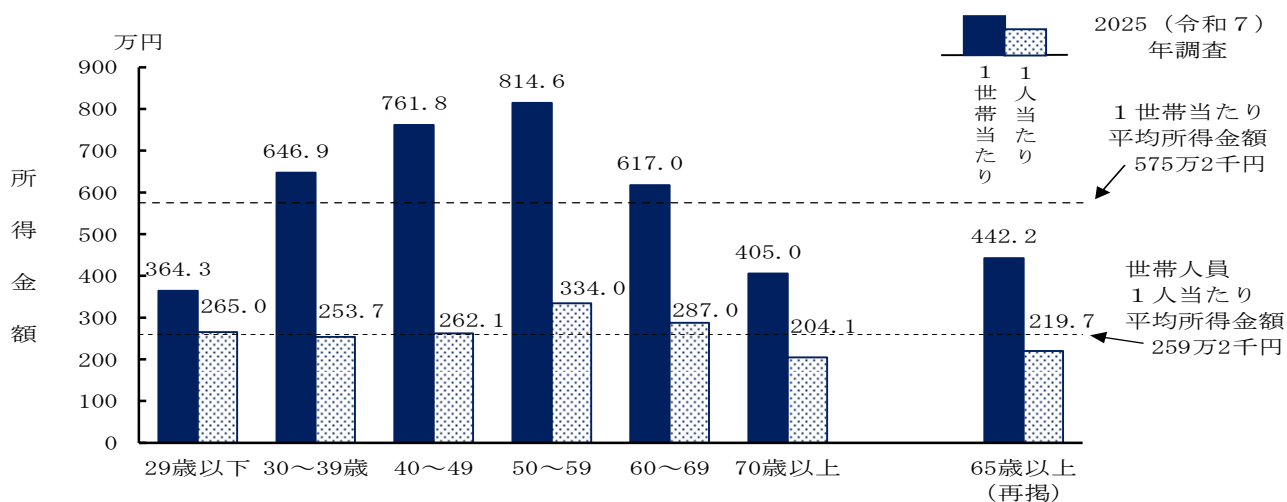


3 世帯主の年齢階級別の所得の状況

世帯主の年齢階級別に 1 世帯当たり平均所得金額をみると、「50～59 歳」が 814 万 6 千円で最も高く、次いで「40～49 歳」、「30～39 歳」となっており、最も低いのは「29 歳以下」の 364 万 3 千円となっている。

世帯人員 1 人当たり平均所得金額をみると、「50～59 歳」が 334 万円で最も高く、最も低いのは「70 歳以上」の 204 万 1 千円となっている。（図 10）

図 10 世帯主の年齢階級別にみた 1 世帯当たり－世帯人員 1 人当たり平均所得金額



4 所得の種類別の状況

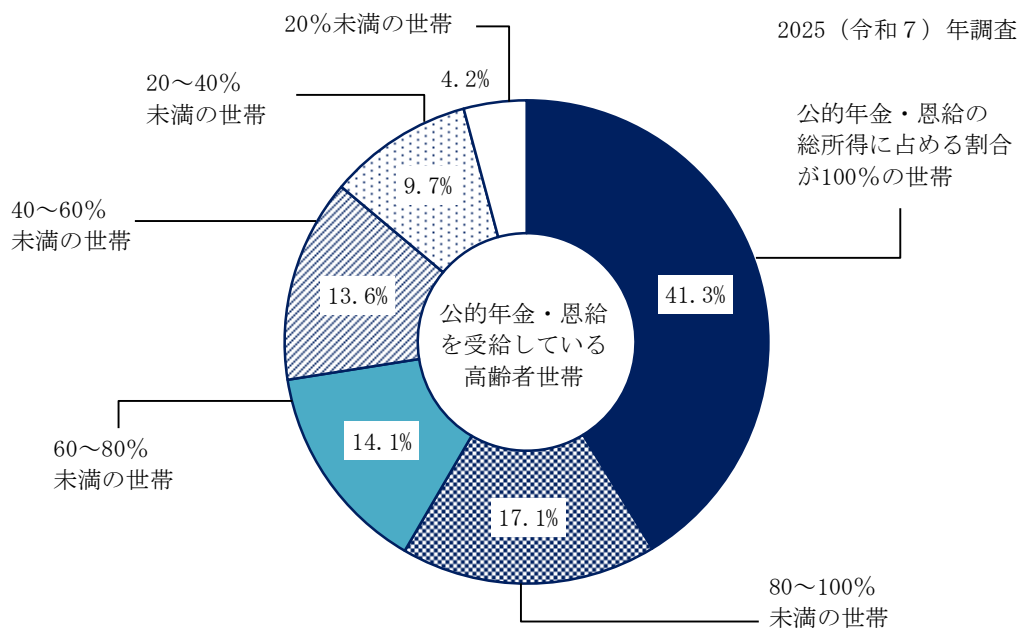
各種世帯の所得の種類別1世帯当たり平均所得金額の構成割合をみると、全世帯では「稼働所得」が74.1%、「公的年金・恩給」が19.4%であるが、高齢者世帯では「公的年金・恩給」が61.3%、「稼働所得」が25.9%となっている（表8）。

表8 各種世帯の所得の種類別1世帯当たり平均所得金額及び構成割合

世帯の種類	総所得	稼働所得	(再掲) 雇用者所得	公的年金・ 恩給	財産所得	公的年金・ 恩給以外の 社会保障 給付金	(再掲) 児童手当等	仕送り・ 企業年金・ 個人年金等・ その他の所得
1世帯当たり平均所得金額（単位：万円）								
2024（令和6）年								
全世帯	575.2	426.2	397.5	111.6	16.0	5.8	2.6	15.6
高齢者世帯	336.1	87.1	71.8	205.9	19.4	1.7	-	21.9
高齢者世帯以外の世帯	700.7	604.1	568.4	62.2	14.2	8.0	4.0	12.3
児童のいる世帯	857.3	797.8	750.7	22.4	8.4	22.0	17.4	6.7
母子世帯	345.3	277.3	271.4	11.8	7.1	42.4	35.2	6.6
2021（令和3）年								
全世帯	545.7	399.6	373.6	109.7	15.3	6.0	2.6	15.1
高齢者世帯	318.3	80.3	64.9	199.9	17.2	1.8	-	19.0
高齢者世帯以外の世帯	665.0	567.0	535.5	62.5	14.4	8.2	4.0	13.0
児童のいる世帯	785.0	721.7	689.7	24.5	11.6	19.1	15.3	8.1
母子世帯	328.2	270.6	262.4	10.2	0.1	40.9	33.4	6.3
1世帯当たり平均所得金額の構成割合（単位：%）								
2024（令和6）年								
全世帯	100.0	74.1	69.1	19.4	2.8	1.0	0.5	2.7
高齢者世帯	100.0	25.9	21.4	61.3	5.8	0.5	-	6.5
高齢者世帯以外の世帯	100.0	86.2	81.1	8.9	2.0	1.1	0.6	1.8
児童のいる世帯	100.0	93.1	87.6	2.6	1.0	2.6	2.0	0.8
母子世帯	100.0	80.3	78.6	3.4	2.1	12.3	10.2	1.9
2021（令和3）年								
全世帯	100.0	73.2	68.5	20.1	2.8	1.1	0.5	2.8
高齢者世帯	100.0	25.2	20.4	62.8	5.4	0.6	-	6.0
高齢者世帯以外の世帯	100.0	85.3	80.5	9.4	2.2	1.2	0.6	1.9
児童のいる世帯	100.0	91.9	87.9	3.1	1.5	2.4	2.0	1.0
母子世帯	100.0	82.5	80.0	3.1	0.0	12.5	10.2	1.9

公的年金・恩給を受給している高齢者世帯のなかで「公的年金・恩給の総所得に占める割合が100%の世帯」は41.3%となっている（図11）。

図11 公的年金・恩給を受給している高齢者世帯における公的年金・恩給の総所得に占める割合別世帯数の構成割合



5 貯蓄、借入金の状況

2025（令和7）年の貯蓄の状況をみると、全世帯では、「貯蓄がある」は82.1%で、「1世帯当たり平均貯蓄額」は1414万8千円となっている。高齢者世帯では、「貯蓄がある」は81.2%で、「1世帯当たり平均貯蓄額」は1647万6千円となっている。

借入金の状況をみると、全世帯では、「借入金がある」は23.5%で、「1世帯当たり平均借入金額」は362万5千円となっている。また、児童のいる世帯では、「借入金がある」は54.3%で、「1世帯当たり平均借入金額」は1226万2千円となっている。（表9）

表9 各種世帯の貯蓄額階級別・借入金額階級別世帯数の構成割合

（単位：％）

2025（令和7）年調査

貯蓄・借入金額階級－ 平均貯蓄・借入金額	全 世 帯	高齢者世帯	高齢者世帯 以外の世帯	児童のいる世帯	母子世帯
貯 蓄 額 階 級					
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
貯 蓄 が な い	10.7	9.9	11.2	10.5	21.8
貯 蓄 が あ る	82.1	81.2	82.6	84.0	71.2
50万円未満	4.6	3.6	5.1	3.7	10.5
50～100	3.6	3.0	3.9	3.7	6.4
100～200	6.8	5.0	7.7	8.2	7.6
200～300	5.1	4.3	5.5	6.5	9.7
300～400	5.6	4.5	6.2	7.6	8.3
400～500	2.7	2.5	2.8	3.3	3.6
500～700	9.0	8.1	9.5	11.4	5.1
700～1000	5.9	6.0	5.9	7.0	4.8
1000～1500	9.6	10.0	9.4	10.7	3.3
1500～2000	5.0	5.4	4.7	4.6	0.5
2000～3000	8.1	9.3	7.5	6.6	1.8
3000万円以上	13.0	15.3	11.9	8.7	5.9
貯蓄額不詳	3.1	4.2	2.5	1.8	3.8
貯蓄の有無不詳	7.1	8.9	6.2	5.5	7.0
1世帯当たり 平均貯蓄額（万円）	1 414.8	1 647.6	1 298.4	1 035.7	485.3
借 入 金 額 階 級					
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
借 入 金 が な い	67.5	81.1	60.4	39.5	67.8
借 入 金 が あ る	23.5	6.5	32.5	54.3	24.4
50万円未満	1.1	0.9	1.1	0.6	5.2
50～100	1.2	0.8	1.3	1.0	3.3
100～200	2.3	1.1	2.8	2.3	5.3
200～300	1.5	0.8	1.9	1.6	1.9
300～400	1.2	0.5	1.5	1.2	0.5
400～500	0.8	0.4	1.0	0.8	－
500～700	1.6	0.7	2.1	1.9	3.8
700～1000	1.5	0.4	2.2	2.5	0.9
1000～1500	3.0	0.3	4.4	6.7	2.2
1500～2000	2.2	0.3	3.3	6.3	－
2000～3000	3.8	0.3	5.6	15.5	0.9
3000万円以上	3.2	0.1	4.9	13.6	0.5
借入金額不詳	0.3	0.1	0.4	0.2	－
借入金の有無不詳	9.0	12.4	7.2	6.1	7.9
1世帯当たり 平均借入金額（万円）	362.5	34.7	525.3	1 226.2	114.8

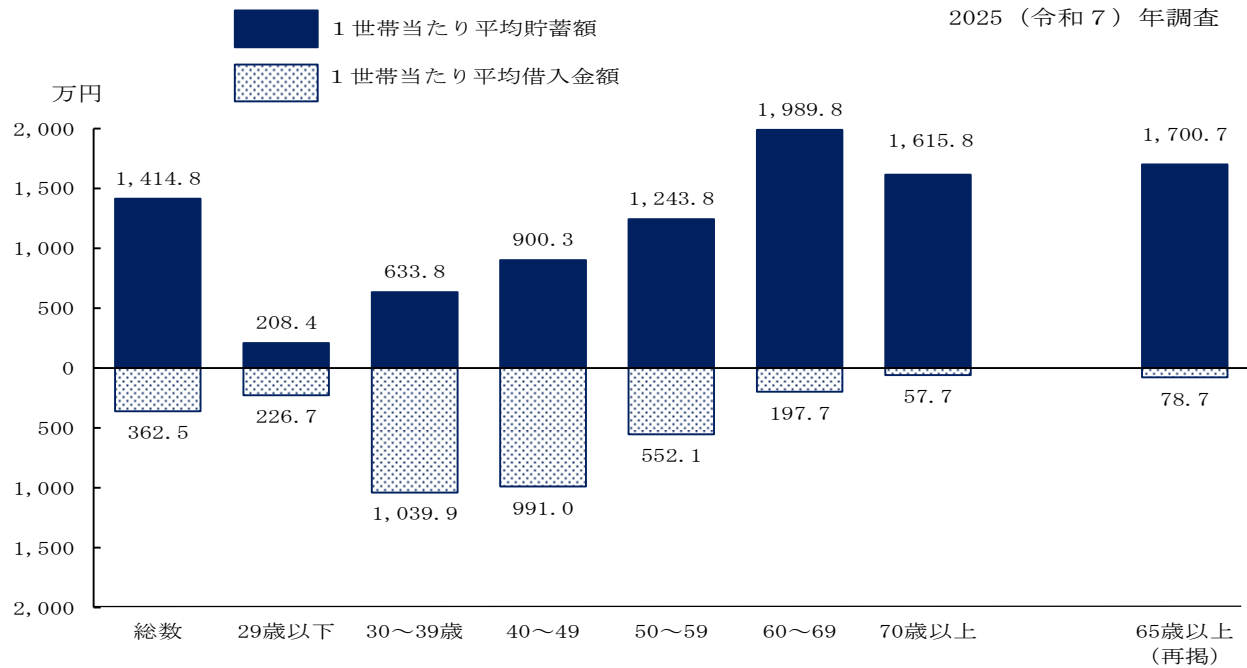
注：1）「1世帯当たり平均貯蓄額」には、貯蓄の有無不詳及び貯蓄の有無が「あり」で貯蓄額不詳の世帯は含まない。

2）「1世帯当たり平均借入金額」には、借入金の有無不詳及び借入金の有無が「あり」で借入金額不詳の世帯は含まない。

世帯主の年齢階級別に1世帯当たり平均貯蓄額の状況を見ると、「60～69歳」が1989万8千円で最も高く、次いで「70歳以上」が1615万8千円となっている。

また、1世帯当たり平均借入金額の状況を見ると、「30～39歳」が1039万9千円と最も高く、次いで「40～49歳」が991万円となっている。（図12）

図12 世帯主の年齢（10歳階級）別にみた1世帯当たり平均貯蓄額－平均借入金額



注：1) 「1世帯当たり平均貯蓄額」には、貯蓄の有無不詳及び貯蓄の有無が「あり」で貯蓄額不詳の世帯は含まない。
2) 「1世帯当たり平均借入金額」には、借入金の有無不詳及び借入金の有無が「あり」で借入金額不詳の世帯は含まない。
3) 「総数」には、年齢不詳を含む。

世帯主の年齢階級別に貯蓄の増減状況を見ると、前年と比べて「貯蓄が減った」は総数で36.9%となっており、65歳以上では4割を超えている。

貯蓄の減った世帯の減額理由を見ると、すべての年齢階級で「日常の生活費への支出」は7割を超え、59歳以下では「入学金、結婚費用、旅行等の一時的な支出」が2～4割となっている。（表10）

表10 世帯主の年齢階級別にみた貯蓄の増減状況－減額理由（複数回答）別世帯数の構成割合

（単位：％） 2025（令和7）年調査

世帯主の年齢階級	総数	貯蓄が増えた	変わらない	貯蓄が減った	減額理由（複数回答）				
					日常の生活費への支出	土地・住宅の購入費	入学金、結婚費用、旅行等の一時的な支出	株式等の評価額の減少	その他
総数	100.0	13.9	38.9	36.9 (100.0)	(80.1)	(4.7)	(21.5)	(5.5)	(28.6)
29歳以下	100.0	30.5	43.4	22.7 (100.0)	(89.1)	(6.3)	(26.4)	(1.7)	(23.4)
30～39歳	100.0	24.8	40.4	30.5 (100.0)	(81.4)	(11.7)	(24.8)	(6.4)	(26.9)
40～49歳	100.0	22.3	40.1	31.6 (100.0)	(76.2)	(6.0)	(40.0)	(4.2)	(25.7)
50～59歳	100.0	18.8	41.0	31.5 (100.0)	(77.2)	(5.2)	(29.1)	(4.8)	(30.9)
60～69歳	100.0	13.3	37.8	39.7 (100.0)	(81.5)	(4.9)	(17.2)	(6.2)	(31.1)
70歳以上	100.0	6.4	37.4	41.6 (100.0)	(80.6)	(3.1)	(16.6)	(5.8)	(27.6)
(再掲)65歳以上	100.0	7.4	37.6	41.3 (100.0)	(80.8)	(3.3)	(16.8)	(5.7)	(28.4)

注：貯蓄の増減状況の「総数」には、増減状況不詳を、年齢階級の「総数」には、年齢不詳を含む。

6 貧困率の状況

2024（令和6）年の貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）は138万円となっており、「相対的貧困率」（貧困線に満たない世帯員の割合）は15.0%（対2021年△0.4ポイント）となっている。また、「子どもの貧困率」（17歳以下）は11.0%（対2021年△0.5ポイント）となっている。

「子どもがいる現役世帯」（世帯主が18歳以上65歳未満で子どもがいる世帯）の世帯員についてみると、9.0%（対2021年△1.6ポイント）となっており、そのうち「大人が一人」の世帯員では44.7%（対2021年0.2ポイント）、「大人が二人以上」の世帯員では6.7%（対2021年△1.9ポイント）となっている。（表11、図13）

表11 貧困率の年次推移

	1985 (昭和60)年	1988 (63)年	1991 (平成3)年	1994 (6)年	1997 (9)年	2000 (12)年	2003 (15)年	2006 (18)年	2009 (21)年	2012 (24)年	2015 (27)年	2018 (30)年 旧基準	2018 (30)年 新基準	2021 (令和3)年	2024 (6)年
相対的貧困率	12.0	13.2	13.5	13.8	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.7	15.4	15.7	15.4	15.0
子どもの貧困率	10.9	12.9	12.8	12.2	13.4	14.4	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9	13.5	14.0	11.5	11.0
子どもがいる現役世帯	10.3	11.9	11.6	11.3	12.2	13.0	12.5	12.2	14.6	15.1	12.9	12.6	13.1	10.6	9.0
大人が一人	54.5	51.4	50.1	53.5	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8	48.1	48.3	44.5	44.7
大人が二人以上	9.6	11.1	10.7	10.2	10.8	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7	10.7	11.2	8.6	6.7
中央値 (a)	216	227	270	289	297	274	260	254	250	244	244	253	248	254	277
貧困線 (a/2)	108	114	135	144	149	137	130	127	125	122	122	127	124	127	138

注：1） 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。

2） 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。

3） 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

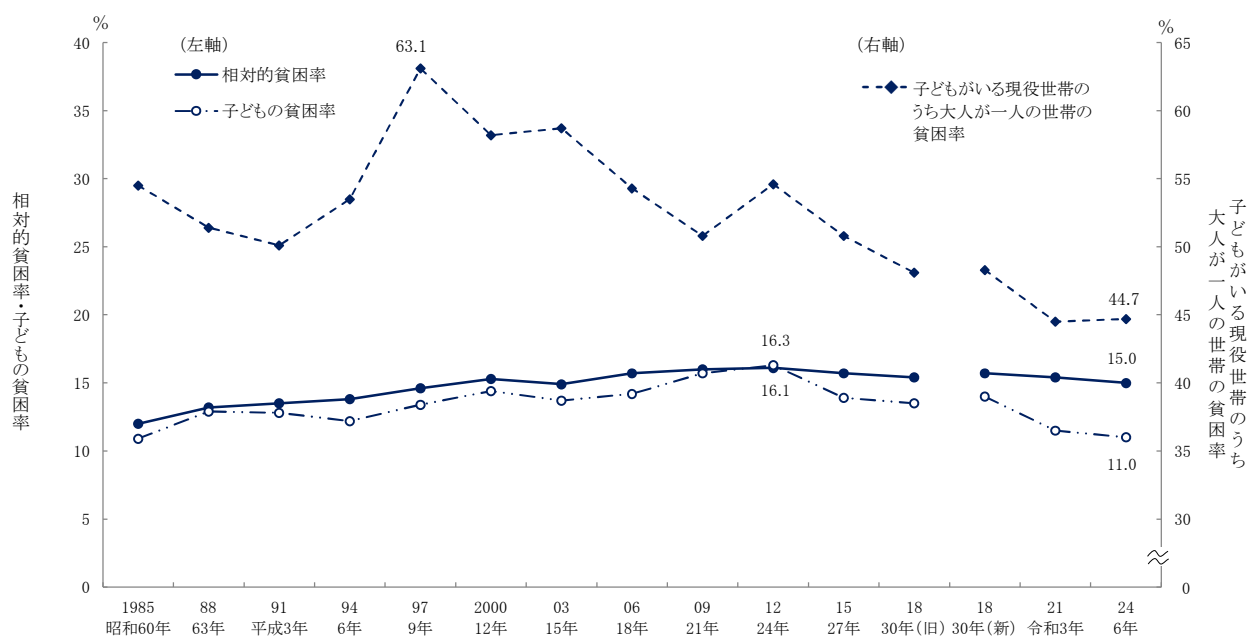
4） 1994（平成6）年の数値は、兵庫県を除いたものである。

5） 2015（平成27）年の数値は、熊本県を除いたものである。

6） 2018（平成30）年の「新基準」は、OECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものである。

7） 2021（令和3）年からは、新基準の数値である。

図13 貧困率の年次推移



注：1） 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。

2） 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。

3） 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

4） 1994（平成6）年の数値は、兵庫県を除いたものである。

5） 2015（平成27）年の数値は、熊本県を除いたものである。

6） 2018（平成30）年の「新基準」は、OECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものである。

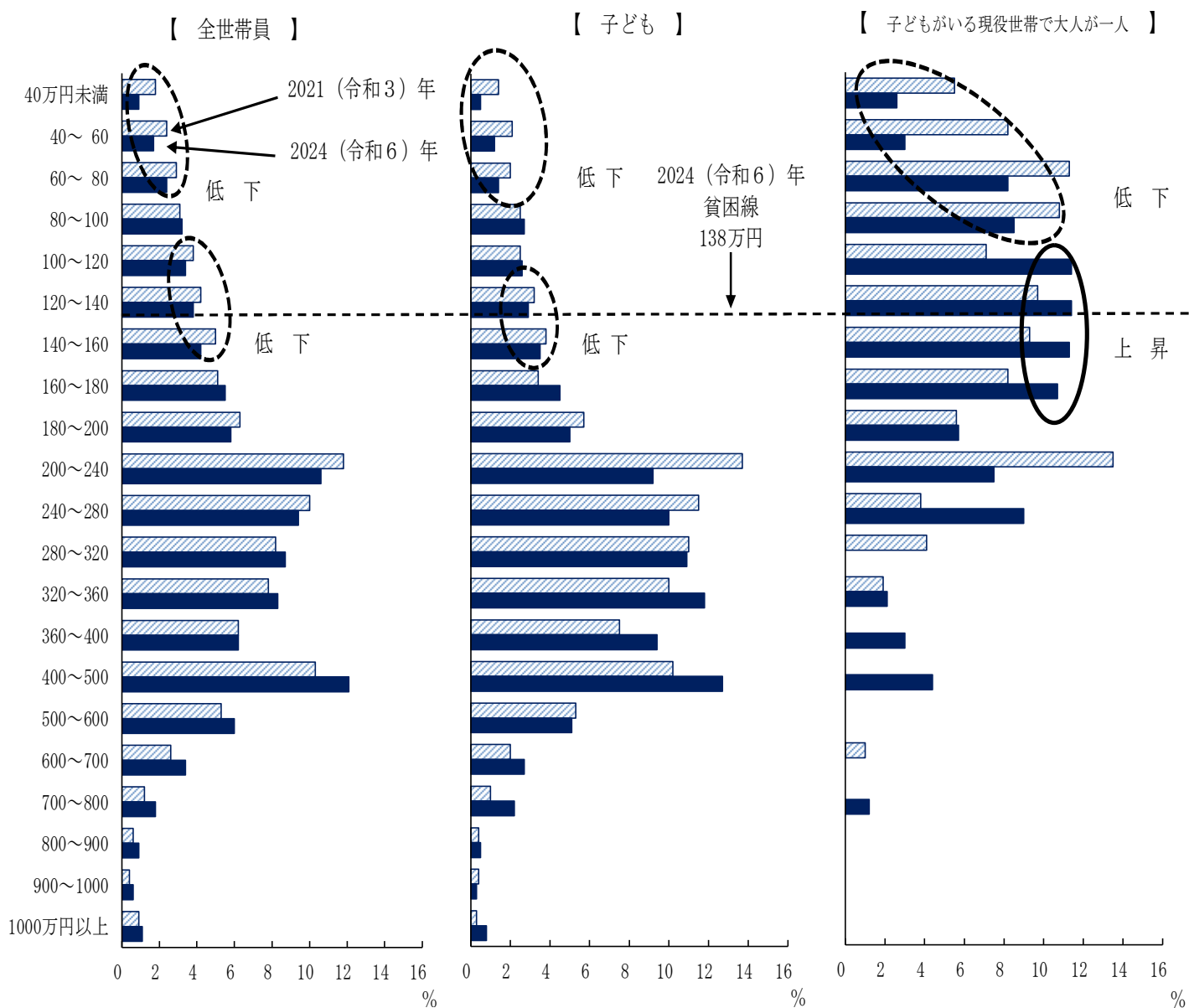
7） 2021（令和3）年からは、新基準の数値である。

等価可処分所得金額別に世帯人員の相対度数分布をみると、2021（令和3）年に比べ、「全世帯員」では40万円未満～80万円未満及び100万円～160万円未満で低下している。

「子ども」（17歳以下）では40万円未満～80万円未満及び120万円～160万円未満で低下している。

「子どもがいる現役世帯で大人が一人」では40万円未満～100万円未満で低下し、100万円～180万円未満で上昇している。（図14）

図14 等価可処分所得金額階級別世帯人員の相対度数分布



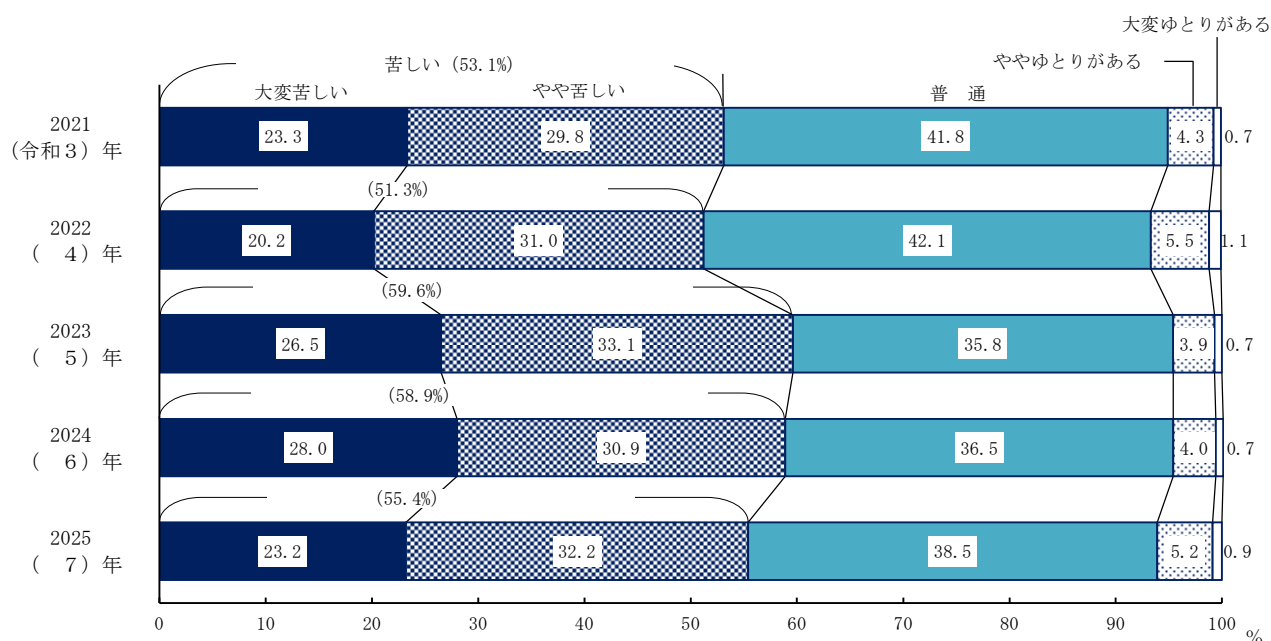
注：1) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。

2) 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

7 生活意識の状況

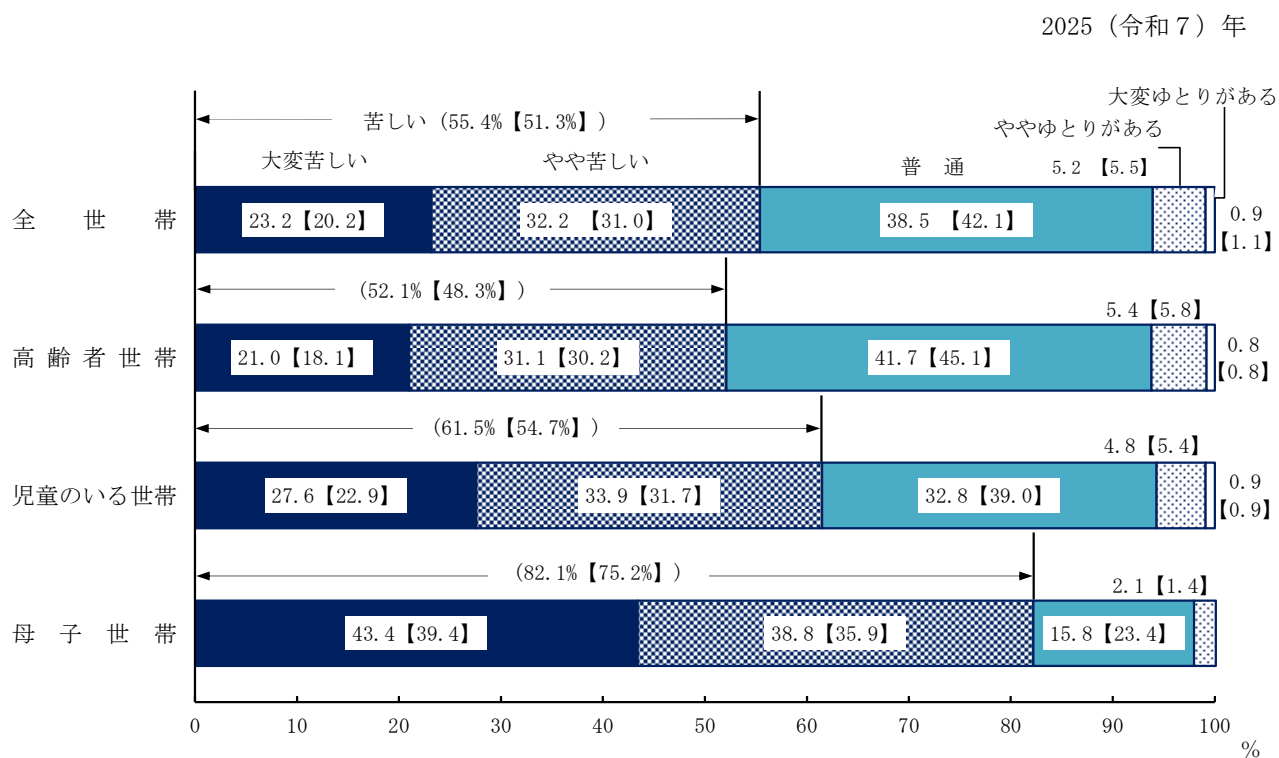
生活意識別に世帯数の構成割合をみると、「苦しい」（「大変苦しい」と「やや苦しい」）が55.4%となっている（図15）。

図15 世帯の生活意識の年次推移



各種世帯の生活意識をみると、「苦しい」の割合は、「母子世帯」が82.1%、「児童のいる世帯」が61.5%となっている（図16）。

図16 各種世帯の生活意識



注：【 】は2022（令和4）年の数値である。

Ⅲ 世帯員の健康状況

1 自覚症状の状況

病気やけが等で自覚症状のある者〔有訴者〕は人口千人当たり 255.7（この割合を「有訴者率」という。）となっている。

有訴者率（人口千対）を性別にみると、男 233.2、女 276.7 で女が高くなっている。

年齢階級別にみると、「9 歳以下」の 94.3 が最も低く、年齢階級が高くなるにしたがって上昇し、「80 歳以上」では 465.5 となっている。（表 12）

症状別にみると、男女とも「腰痛」での有訴者率が最も高く、次いで男では「頻尿（尿の出る回数が多い）」、「肩こり」、女では「肩こり」、「手足の関節が痛む」となっている（図 17）。

表 12 性・年齢階級別にみた有訴者率（人口千対）

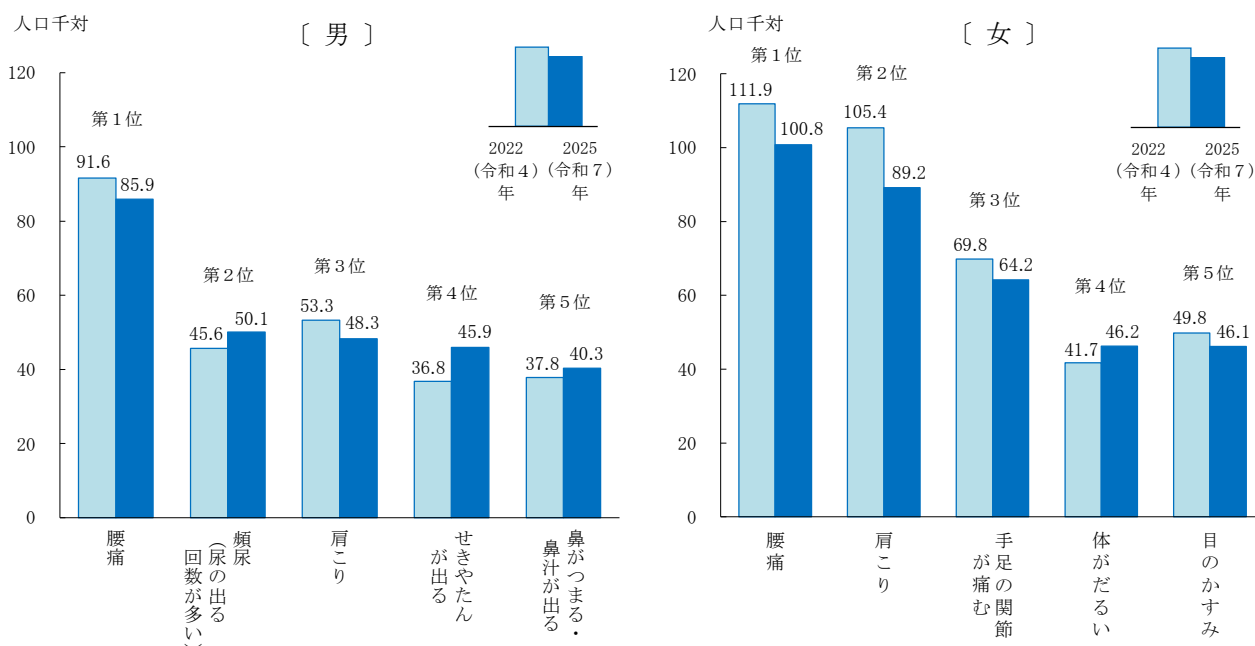
（単位：人口千対）

年齢階級	2025（令和 7）年			2022（令和 4）年		
	総数	男	女	総数	男	女
総 数	255.7	233.2	276.7	276.5	246.7	304.2
9歳以下	94.3	99.0	89.5	123.3	132.9	113.1
10～19歳	109.9	107.4	112.6	119.7	112.1	127.6
20～29	130.6	112.3	148.8	153.7	121.3	186.1
30～39	181.9	158.0	206.2	199.7	168.9	230.4
40～49	198.5	180.2	216.9	223.6	189.3	257.3
50～59	240.4	213.7	265.9	268.8	225.4	309.6
60～69	291.4	271.4	310.0	321.4	299.5	341.9
70～79	382.0	365.0	397.1	408.4	389.0	425.5
80歳以上	465.5	458.0	470.7	492.7	485.3	497.6
（再掲）						
65歳以上	392.6	374.8	407.3	418.2	397.6	435.2
75歳以上	443.0	428.9	453.8	474.6	462.4	483.7

注：1）有訴者には入院者は含まないが、有訴者率を算出するための分母となる世帯人員には入院者を含む。

2）「総数」には、年齢不詳を含む。

図 17 性別にみた有訴者率の上位 5 症状（複数回答）



注：有訴者には入院者は含まないが、有訴者率を算出するための分母となる世帯人員には入院者を含む。

2 通院の状況

傷病で通院している者〔通院者〕は人口千人当たり 409.2（この割合を「通院者率」という。）となっている。

通院者率（人口千対）を性別にみると、男 398.1、女 419.7 で女が高くなっている。

年齢階級別にみると、「9 歳以下」の 102.1 が最も低く、年齢階級が高くなるにしたがって上昇し、「80 歳以上」で 705.8 となっている。（表 13）

傷病別にみると、男女とも「高血圧症」での通院者率が最も高く、次いで男では「糖尿病」、「脂質異常症（高コレステロール血症等）」、女では「脂質異常症（高コレステロール血症等）」、「眼の病気」となっている（図 18）。

表 13 性・年齢階級別にみた通院者率（人口千対）

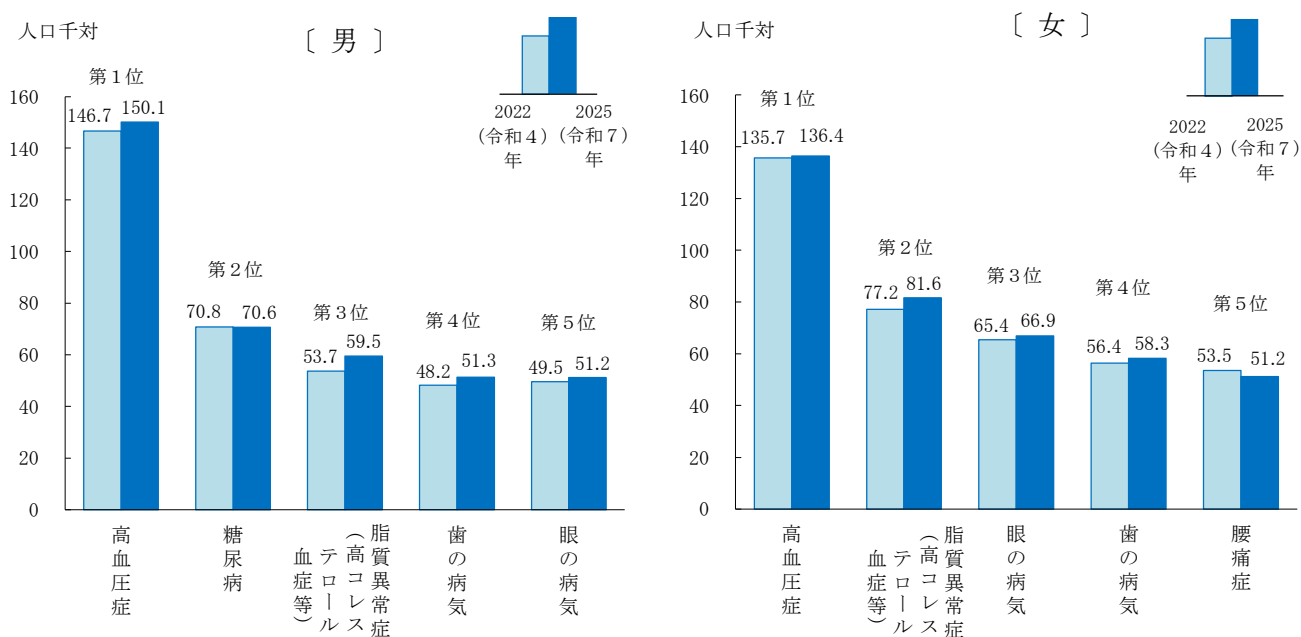
（単位：人口千対）

年齢階級	2025（令和 7）年			2022（令和 4）年		
	総数	男	女	総数	男	女
総 数	409.2	398.1	419.7	417.3	401.9	431.6
9歳以下	102.1	109.4	94.4	131.3	144.4	117.6
10～19歳	124.8	128.8	120.7	138.0	141.3	134.7
20～29	142.0	122.7	161.3	153.5	128.3	178.6
30～39	204.9	188.7	221.4	211.3	187.4	235.1
40～49	272.7	264.8	280.7	280.2	265.1	295.0
50～59	401.2	400.0	402.5	418.8	408.5	428.5
60～69	568.8	578.9	559.3	589.8	596.8	583.1
70～79	690.5	698.4	683.4	708.1	710.4	706.1
80歳以上 （再掲）	705.8	709.3	703.4	727.6	740.0	719.2
65歳以上	678.6	685.1	673.2	696.4	700.8	692.7
75歳以上	707.6	713.3	703.3	729.2	739.2	721.9

注：1）通院者には入院者は含まないが、通院者率を算出するための分母となる世帯人員には入院者を含む。

2）「総数」には、年齢不詳を含む。

図 18 性別にみた通院者率の上位 5 傷病（複数回答）

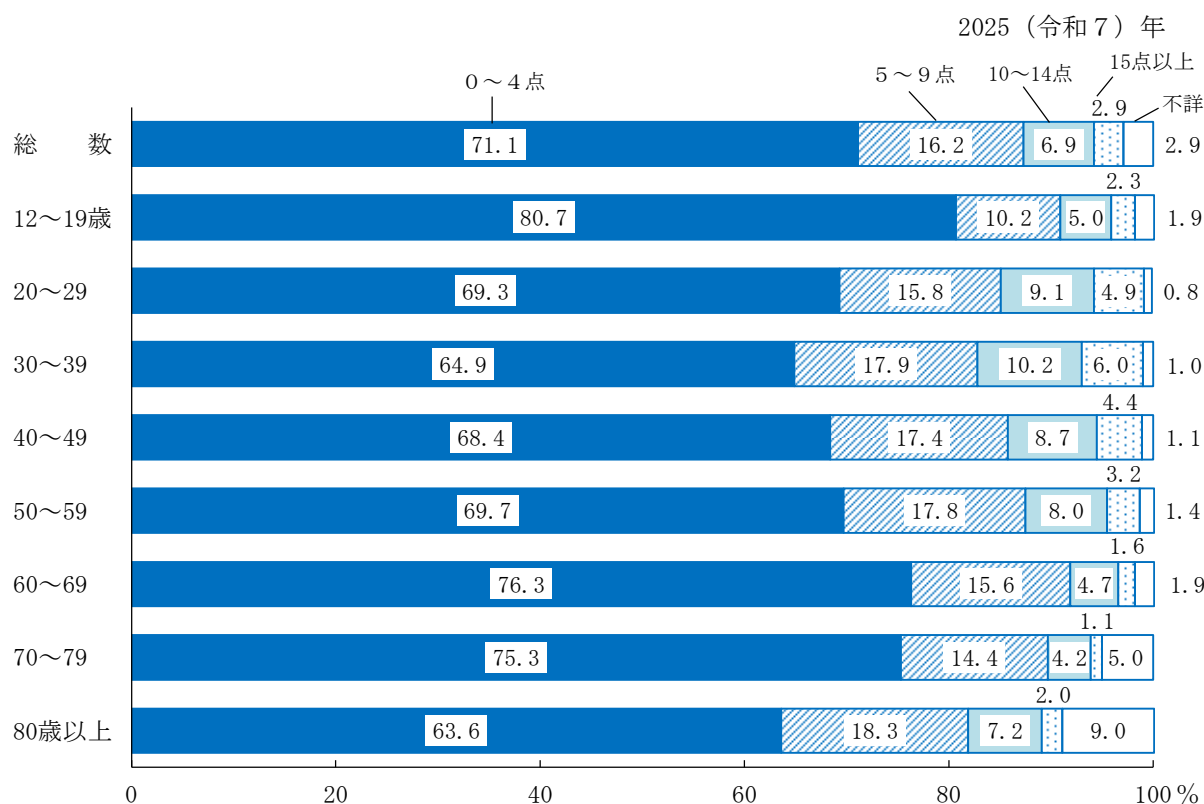


注：通院者には入院者は含まないが、通院者率を算出するための分母となる世帯人員には入院者を含む。

3 こころの状態

過去1か月間のこころの状態を点数階級別にみると、「0～4点」が71.1%と最も多く、また、すべての年齢階級で「0～4点」が最も多くなっている（図19）。

図19 年齢階級別にみたこころの状態（点数階級）の構成割合

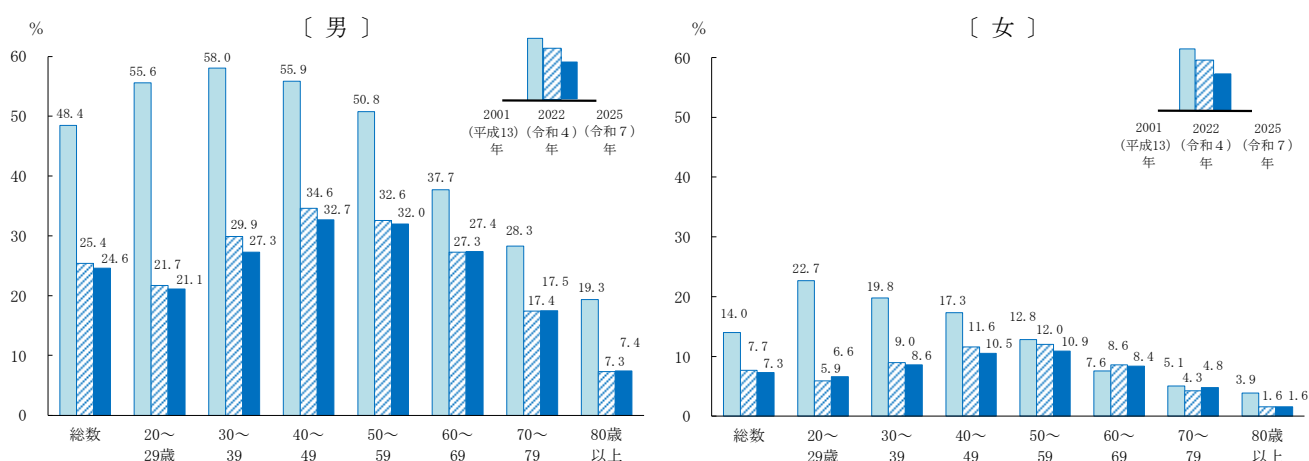


注： 1）12歳以上の者（入院者は含まない。）について集計した。
 2）こころの状態の点数とは、過去1か月間のこころの状態について、6つの質問の回答を5段階（0～4点）で点数化して合計したものである。
 「こころの状態」については、用語の説明を参照。

4 喫煙の状況

喫煙の状況を性・年齢階級別に2001（平成13）年と比較すると、「喫煙している者」はほとんどの年齢階級で低下しており、男女とも「20～29歳」が最も低下している（図20）。

図20 性・年齢階級別にみた喫煙している者の年次比較



注： 1）20歳以上の者（入院者は含まない。）について集計した。
 2）「喫煙している者」とは、「毎日吸っている」又は「時々吸う日がある」と回答した者の合計である。

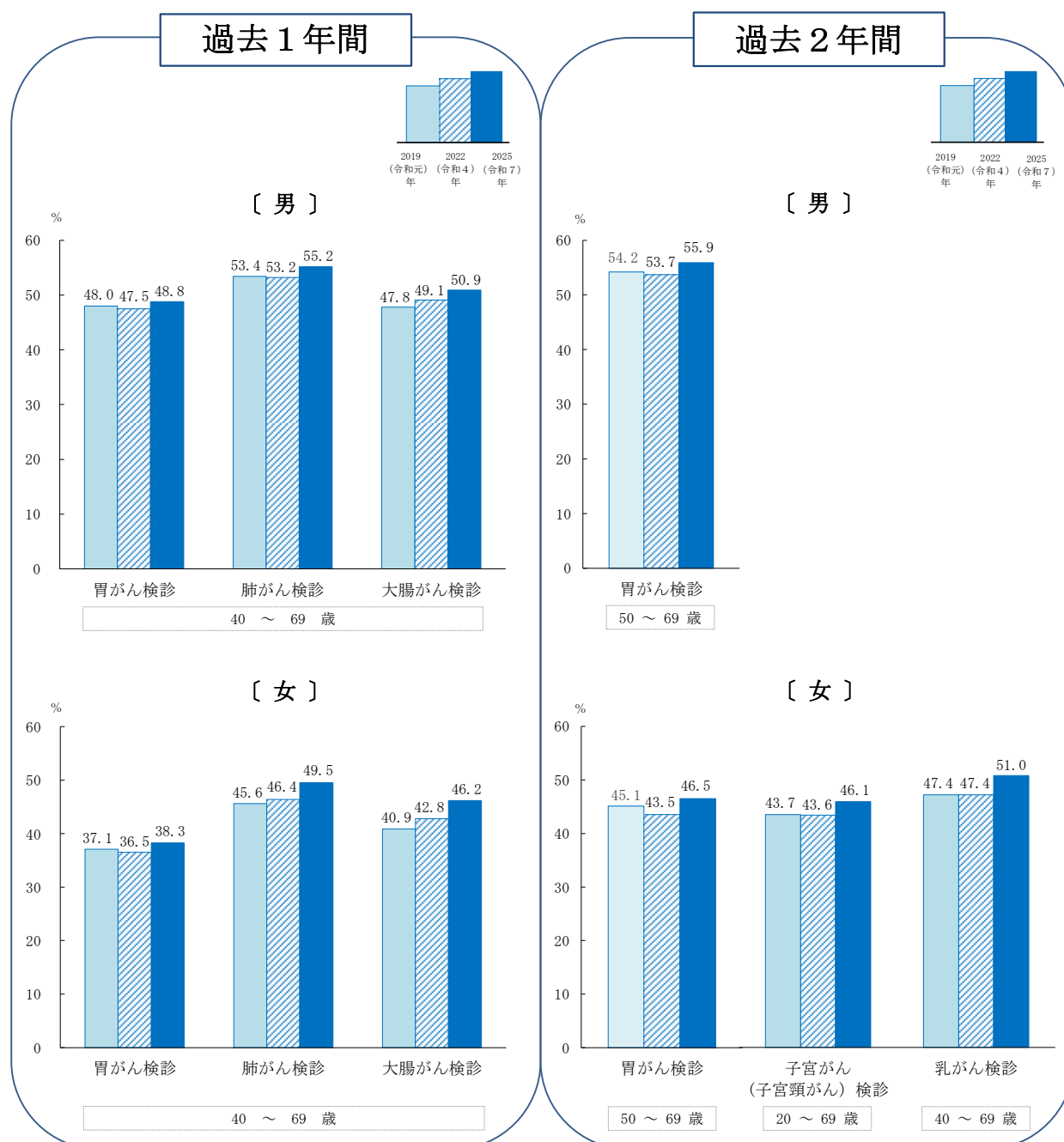
5 がん検診の受診状況

過去1年間に「胃がん」「肺がん」「大腸がん」の各がん検診を受診した者の割合を性別にみると、男女とも「肺がん検診」が最も高く、男で55.2%、女で49.5%となっている。

過去2年間では「胃がん検診」を受診した割合は男が55.9%、女が46.5%となっており、「子宮がん（子宮頸がん）検診」は46.1%、「乳がん検診」は51.0%となっている。

また、いずれのがん検診においても、受診した者の割合は上昇傾向となっている。（図21）

図21 性別にみたがん検診を受診した者の割合



- 注：1) 入院者は含まない。
 2) がん検診の受診率については、「がん対策推進基本計画」（平成24年6月8日閣議決定）に基づき、算定年齢対象を40歳から69歳（子宮がん（子宮頸がん）検診は20歳から69歳）とした。
 3) 胃がん検診の受診率については、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（平成20年3月31日厚生労働省健康局長通知別添）の一部改正に基づき、過去2年間の受診率についても算定し、過去2年間の受診率の算定対象年齢は50歳から69歳とした。
 4) 子宮がん（子宮頸がん）検診の受診率については、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（平成20年3月31日厚生労働省健康局長通知別添）の一部改正に基づき、2025（令和7）年調査の受診率にはHPV検査の受診を含む。

IV 介護の状況

1 要介護者等のいる世帯の状況

介護保険法の要支援又は要介護と認定された者のうち、在宅の者（以下「要介護者等」という。）のいる世帯について、世帯構造別にみると、「核家族世帯」が40.2%で最も多く、次いで「単独世帯」が33.2%、「その他の世帯」が17.5%となっている。

年次推移をみると、「単独世帯」の割合は上昇傾向であり、「三世代世帯」の割合は低下している。（表14）

表14 世帯構造別にみた「要介護者等のいる世帯」の構成割合

（単位：％）

年次	総数	単独世帯	核家族世帯	(再掲) 夫婦のみの 世帯	三世代世帯	その他の 世帯	(再掲) 高齢者世帯
2001(平成13)年	100.0	15.7	29.3	18.3	32.5	22.4	35.3
'04(16)	100.0	20.2	30.4	19.5	29.4	20.0	40.4
'07(19)	100.0	24.0	32.7	20.2	23.2	20.1	45.7
'10(22)	100.0	26.1	31.4	19.3	22.5	20.1	47.0
'13(25)	100.0	27.4	35.4	21.5	18.4	18.7	50.9
'16(28)	100.0	29.0	37.9	21.9	14.9	18.3	54.5
'19(令和元)	100.0	28.3	40.3	22.2	12.8	18.6	57.1
'22(4)	100.0	30.7	42.1	25.0	10.9	16.4	61.5
'25(7)	100.0	33.2	40.2	23.4	9.0	17.5	61.3

注：2016(平成28)年の数値は、熊本県を除いたものである。

「要介護者等のいる世帯」を現在の要介護度と世帯構造でみると、「単独世帯」では要介護度の低い者のいる世帯の割合が高く、「核家族世帯」「三世代世帯」では要介護度の高い者のいる世帯の割合が高くなっている（表15）。

表15 世帯構造別にみた「要介護者等のいる世帯」の「要介護者等」の要介護度

（単位：％）

2025(令和7)年

現在の 要介護度	総数	単独世帯	核家族世帯	(再掲) 夫婦のみの 世帯	三世代世帯	その他の 世帯	(再掲) 高齢者世帯
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
要支援者のいる世帯	35.9	44.1	33.1	33.6	28.8	30.4	38.2
要支援1	18.3	21.6	17.8	19.1	14.8	14.9	19.7
要支援2	17.6	22.6	15.3	14.5	14.0	15.5	18.5
要介護者のいる世帯	62.6	54.7	65.1	64.3	69.5	68.2	60.7
要介護1	20.0	18.2	19.9	21.2	23.3	22.0	19.9
要介護2	19.0	17.4	19.0	18.7	22.5	20.3	18.5
要介護3	11.3	9.0	12.4	10.8	11.3	13.1	10.4
要介護4	7.4	5.7	8.3	8.1	9.4	7.3	6.9
要介護5	4.9	4.4	5.5	5.4	3.0	5.4	4.9

注：1）「現在の要介護度」とは、2025(令和7)年6月の要介護度をいう。

2）「総数」には、要介護度不詳を含む。

3）世帯に複数の要介護者等がいる場合は、要介護度が高い方に計上した。

2 要介護者等の状況

「要介護者等」の年齢を年次推移でみると、年齢の高い階級が占める割合が上昇している。

また、2025（令和7）年の「要介護者等」について、性・年齢階級別にみると、男は「85～89歳」の22.4%、女は「90歳以上」の31.5%が最も多くなっている。（図22、23）

図22 「要介護者等」の年齢階級別構成割合

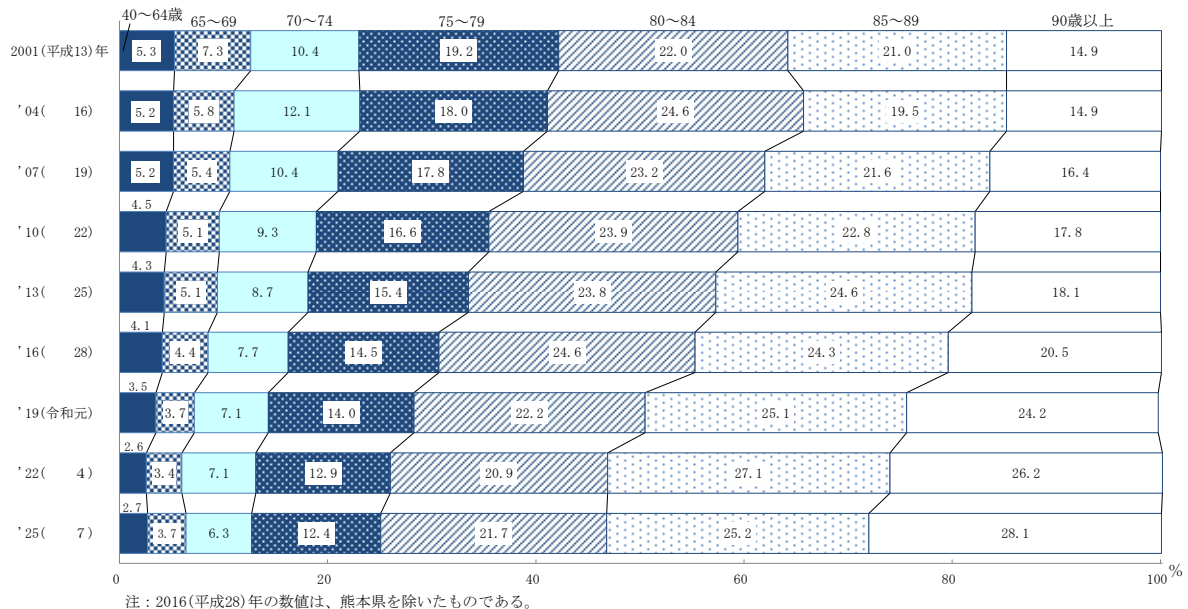
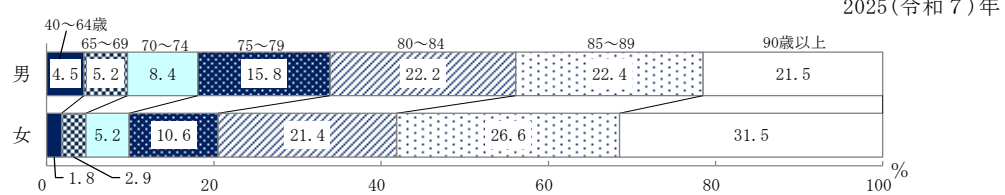


図23 「要介護者等」の性・年齢階級別構成割合



介護が必要となった主な原因について、現在の要介護度別にみると、「要支援者」では「高齢による衰弱」が17.7%で最も多く、次いで「関節疾患」が14.8%となっている。「要介護者」では「認知症」が23.6%で最も多く、次いで「骨折・転倒」が14.8%となっている。（表16）

表16 現在の要介護度別にみた介護が必要となった主な原因（上位3位）

（単位：%）

2025(令和7)年

現在の要介護度	第1位		第2位		第3位	
総数	認知症	16.7	高齢による衰弱	15.6	骨折・転倒	14.6
要支援者	高齢による衰弱	17.7	関節疾患	14.8	骨折・転倒	14.7
要支援1	高齢による衰弱	18.6	骨折・転倒	13.8	関節疾患	13.3
要支援2	高齢による衰弱	16.9	関節疾患	16.3	骨折・転倒	15.6
要介護者	認知症	23.6	骨折・転倒	14.8	高齢による衰弱	14.5
要介護1	認知症	24.2	高齢による衰弱	18.8	骨折・転倒	14.5
要介護2	認知症	24.0	高齢による衰弱	16.8	骨折・転倒	16.1
要介護3	認知症	23.3	脳血管疾患（脳卒中）	18.8	骨折・転倒	15.2
要介護4	認知症	21.6	脳血管疾患（脳卒中）	15.2	骨折・転倒	14.8
要介護5	脳血管疾患（脳卒中）	27.6	認知症	23.8	高齢による衰弱	11.5

注：「現在の要介護度」とは、2025(令和7)年6月の要介護度をいう。

3 主な介護者の状況

「要介護者等」と「主な介護者」との同別居の状況をみると、「同居」が46.1%となっている。また、「同居の主な介護者」について、「要介護者等」からみた続柄をみると、「配偶者」が22.5%で最も多く、次いで「子」が18.2%となっている。（図24）

さらに、「主な介護者」を同居・別居別にみると、性別では同居・別居ともに女の方が多く、年齢階級別では別居の方が同居に比べ若い世代の割合が多くなっている（図25）。

図24 「要介護者等」からみた「主な介護者」の続柄別構成割合

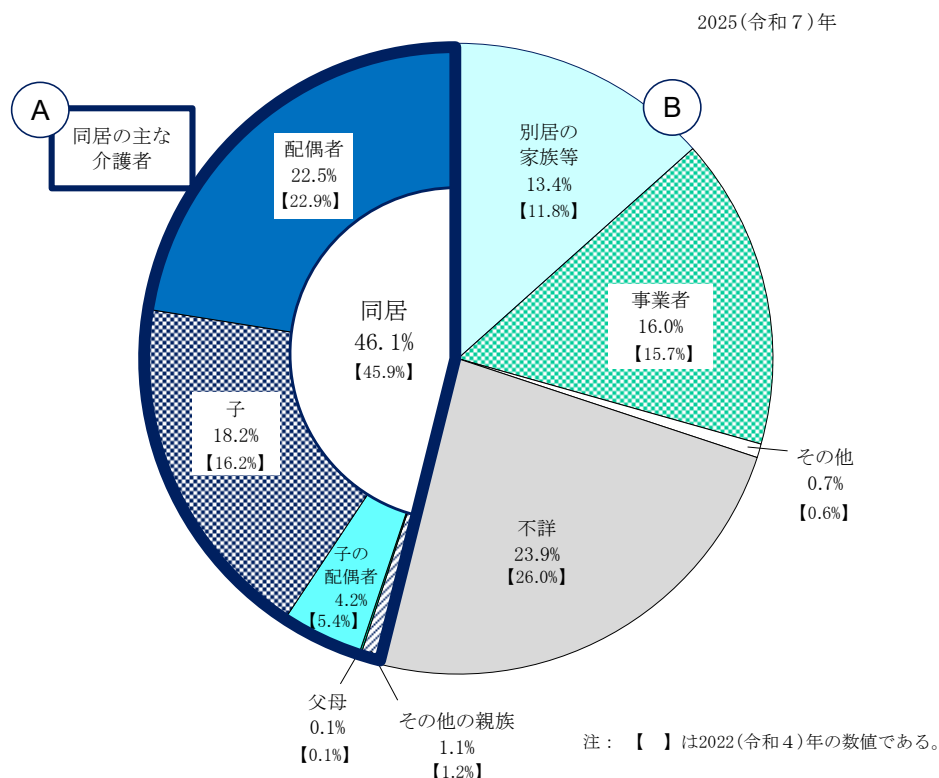
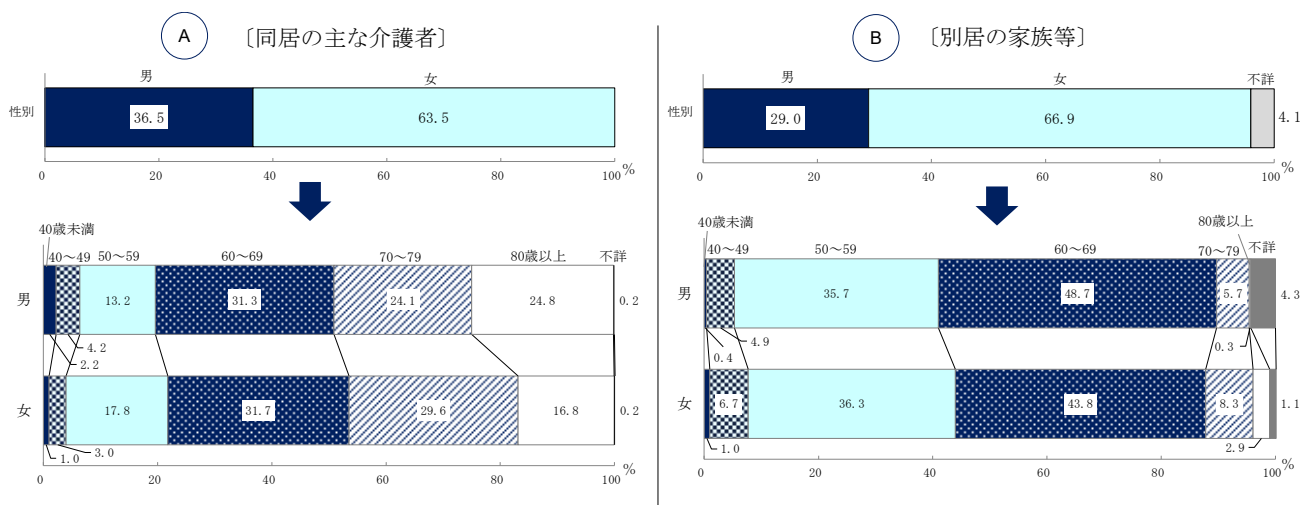


図25 「主な介護者」の性・年齢階級別構成割合

2025(令和7)年



「要介護者等」と「同居の主な介護者」について、年齢の組合せをみると、「60歳以上同士」の割合は79.0%、「65歳以上同士」は61.9%、「75歳以上同士」は37.1%となり、年次推移でみると、いずれもおおむね上昇傾向となっている（表17、図26）。

表 17 「要介護者等」と「同居の主な介護者」の年齢階級別構成割合

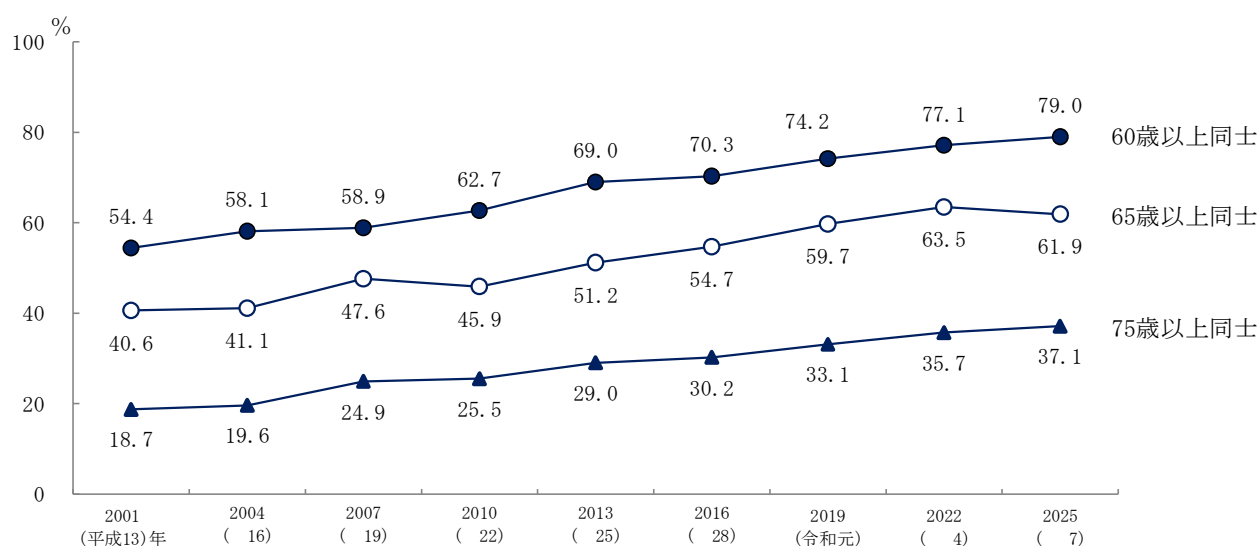
(単位：%)

2025(令和7)年

		要介護者等の年齢階級								
		総数						(再掲)	(再掲)	(再掲)
			40～64歳	65～69	70～79	80～89	90歳以上	60歳以上	65歳以上	75歳以上
同居の 主な介護者の 年齢階級	総数	[100.0]	[2.1]	[4.5]	[21.7]	[44.2]	[27.4]	[99.4]	[97.9]	[85.9]
		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	40歳未満	1.4	7.2	2.4	2.6	0.7	1.0	1.3	1.3	1.0
	40 ～ 49歳	3.4	1.4	5.2	7.2	3.0	0.9	3.5	3.5	3.1
	50 ～ 59	16.1	29.6	2.2	8.0	24.8	9.8	16.0	15.8	17.6
	60 ～ 69	31.6	51.8	65.8	12.1	20.9	57.0	31.7	31.1	30.1
	70 ～ 79	27.6	4.7	23.7	58.4	18.8	19.6	27.6	28.1	25.7
	80歳以上	19.7	5.3	0.6	11.6	31.3	11.6	19.7	20.0	22.2
	(再掲)60歳以上	78.8	61.8	90.2	82.2	71.0	88.2	79.0	79.2	78.0
	(再掲)65歳以上	61.1	23.9	66.8	81.1	53.6	59.4	61.2	61.9	59.8
(再掲)75歳以上	34.5	9.1	3.4	44.6	46.4	14.4	34.5	35.0	37.1	

注：「総数」には、主な介護者の年齢不詳を含む。

図 26 「要介護者等」と「同居の主な介護者」の年齢組合せ

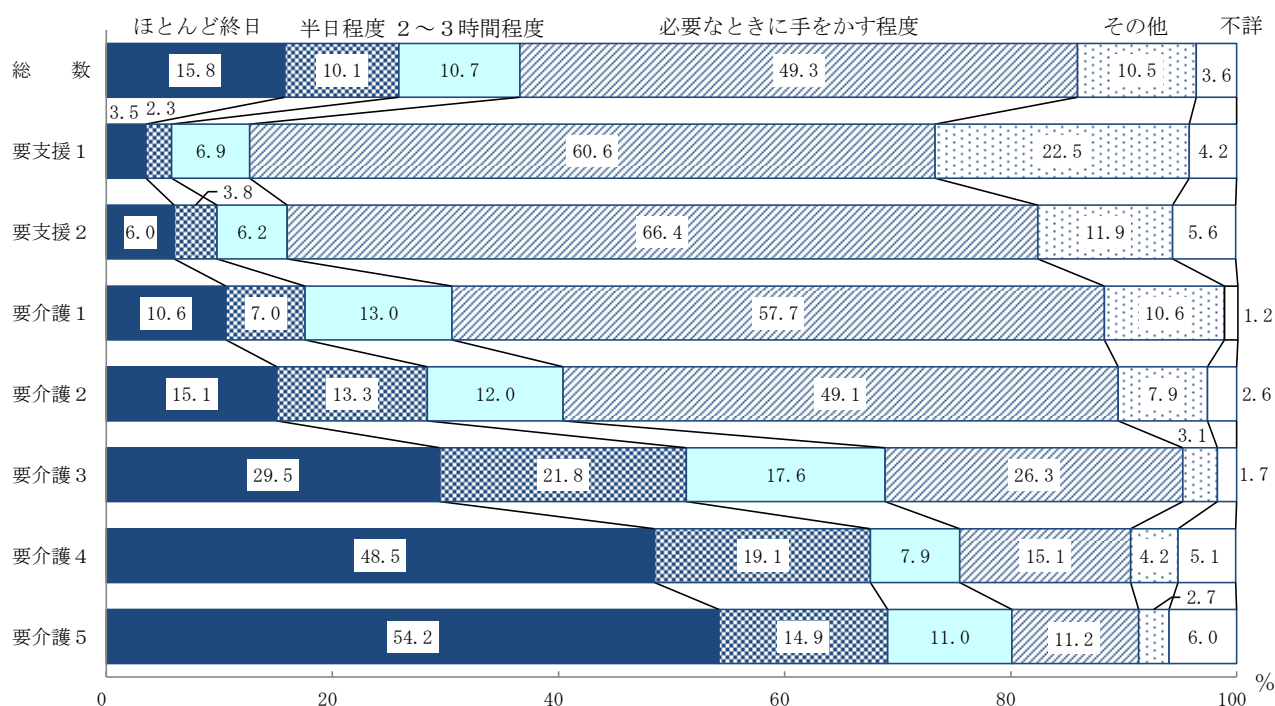


注：2016(平成28)年の数値は、熊本県を除いたものである。

「同居の主な介護者」の介護時間について、「要介護者等」の要介護度別にみると、「要支援1」から「要介護2」までは「必要なときに手をかす程度」が多くなっているが、「要介護3」以上では「ほとんど終日」が最も多くなっている（図27）。

図27 要介護度別にみた「同居の主な介護者」の介護時間の構成割合

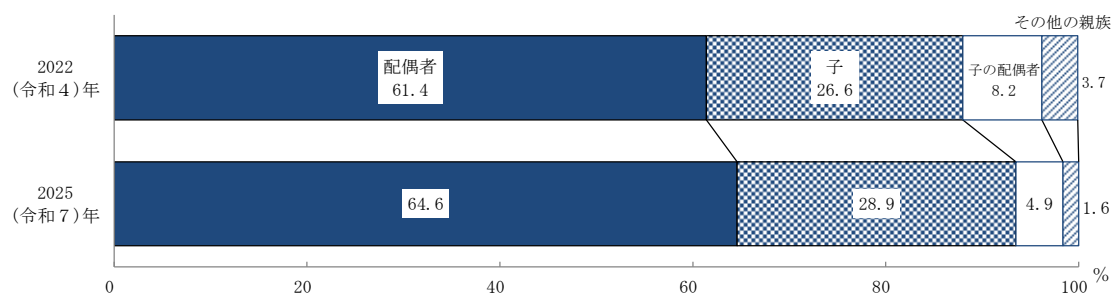
2025(令和7)年



注：「総数」には要介護度不詳を含む。

「同居の主な介護者」のうち、介護時間が「ほとんど終日」である者は、「配偶者」が64.6%と最も多く、次いで「子」が28.9%となっている（図28）。

図28 「同居の主な介護者」の続柄別構成割合



注：1) 「同居の主な介護者」のうち、介護時間が「ほとんど終日」である者を集計した。
2) 「その他の親族」には「父母」を含む。

統計表

- 第1表 各種世帯別にみた世帯の状況
- 第2表 性・年齢階級別にみた65歳以上の者の家族形態
- 第3表 児童数・世帯構造別にみた児童のいる世帯数及び平均児童数
- 第4表 都道府県－21大都市（再掲）別にみた世帯構造・65歳以上の者のいる世帯・高齢者世帯・児童のいる世帯別世帯数
- 第5表 各種世帯別にみた所得の状況
- 第6表 各種世帯別にみた所得金額階級別世帯数の分布及び中央値
- 第7表 等価可処分所得金額階級別世帯人員の相対度数分布
- 第8表 性・年齢階級・症状（複数回答）別にみた世帯人員・有訴者数・有訴者率（人口千対）
- 第9表 性・年齢階級・傷病（複数回答）別にみた世帯人員・通院者数・通院者率（人口千対）
- 第10表 性・年齢階級別にみたこころの状態（点数階級）
- 第11表 性・年齢階級別にみたがん検診受診状況（複数回答）
- 第12表 現在の要介護度別にみた介護が必要となった主な原因の構成割合

第1表 各種世帯別にみた世帯の状況

2025(令和7)年

	全世帯	高齢者世帯	母子世帯	児童のいる世帯	65歳以上の者のいる世帯
世帯数(千世帯)	55 058	17 546	543	9 174	27 614
全世帯に占める割合(%)	100.0	31.9	1.0	16.7	50.2
平均世帯人員(人)	2.17	1.48	2.53	3.81	2.04

第2表 性・年齢階級別にみた65歳以上の者の家族形態

(単位：千人)

2025(令和7)年

性 年齢階級	65歳以上の者	単独世帯	夫婦のみの世帯	子と同居	子夫婦と同居	配偶者のいない子と同居	その他の親族と同居	非親族と同居
男	18 214	3 511	8 670	5 249	785	4 463	753	32
65～69歳	4 139	808	1 787	1 176	69	1 108	357	12
70～74	4 430	876	2 131	1 194	122	1 071	222	8
75～79	4 467	821	2 291	1 236	170	1 067	108	11
80歳以上	5 178	1 006	2 462	1 642	424	1 218	66	2
女	22 031	5 824	7 717	7 717	1 744	5 973	748	25
65～69歳	4 514	797	1 995	1 384	124	1 261	329	8
70～74	4 931	1 054	2 185	1 511	212	1 299	174	7
75～79	5 077	1 316	2 026	1 609	291	1 318	121	6
80歳以上	7 509	2 657	1 512	3 212	1 117	2 095	125	4

第3表 児童数・世帯構造別にみた児童のいる世帯数及び平均児童数

(単位：千世帯)

2025(令和7)年

	総数	1人	2人	3人	4人以上	児童のいる世帯の平均児童数(人)
総数	9 174	4 600	3 516	919	140	1.63
単独世帯	217	217	・	・	・	1.00
核家族世帯	7 809	3 753	3 124	812	119	1.66
夫婦と未婚の子のみの世帯	7 188	3 351	2 951	777	110	1.68
ひとり親と未婚の子のみの世帯	621	403	173	35	10	1.45
三世帯世帯	868	468	297	88	16	1.60
その他の世帯	280	162	94	19	5	1.53

第4表 都道府県－21大都市（再掲）別にみた世帯構造・

（単位：千世帯）

都 道 府 県 21大都市（再掲）	総 数	単 独 世 帯	核 家 族 世 帯	夫婦のみの世帯	夫 婦 と 未 婚 の 子 の みの 世 帯	ひ と り 親 と 未 婚 の 子 の みの 世 帯
全 国	55 058	19 477	30 719	13 626	13 406	3 687
北海道	2 460	1 006	1 284	615	508	161
青森県	503	165	262	120	101	41
岩手県	498	172	240	112	91	36
宮城県	974	328	521	233	221	67
秋田県	383	127	182	87	67	29
山形県	392	103	200	94	81	25
福島県	719	202	399	184	161	53
茨城県	1 189	376	671	306	288	78
栃木県	780	238	433	197	186	51
群馬県	772	226	468	198	218	52
埼玉県	3 256	1 145	1 874	782	865	227
千葉県	2 742	933	1 616	708	750	159
東京都	6 879	3 035	3 496	1 515	1 573	408
神奈川県	4 100	1 440	2 415	1 001	1 151	263
新潟県	826	221	459	196	205	57
富山県	397	108	224	95	99	30
石川県	479	162	259	118	110	31
福井県	284	72	160	71	71	19
山梨県	350	120	195	92	79	25
長野県	826	234	490	217	212	61
岐阜県	784	231	460	204	204	52
静岡県	1 445	418	851	370	384	97
愛知県	3 032	896	1 855	731	900	224
三重県	718	227	416	182	185	49
滋賀県	572	163	346	152	164	30
京都府	1 155	432	643	298	264	81
大阪府	4 102	1 615	2 237	972	950	314
兵庫県	2 340	735	1 436	659	617	161
奈良県	576	189	340	163	137	40
和歌山県	431	184	214	106	83	25
鳥取県	219	68	113	49	47	17
島根県	275	96	134	66	52	16
岡山県	769	234	445	199	198	48
広島県	1 245	439	698	338	278	82
山口県	593	210	327	163	122	42
徳島県	291	91	165	73	73	19
香川県	408	137	229	104	96	28
愛媛県	595	207	339	165	127	47
高知県	322	131	165	81	59	25
福岡県	2 362	905	1 279	595	542	142
佐賀県	324	108	164	72	71	21
長崎県	591	235	300	147	112	41
熊本県	738	243	405	181	175	49
大分県	502	178	280	138	108	33
宮崎県	485	188	260	127	104	29
鹿児島県	729	273	407	205	149	53
沖縄県	646	231	363	145	169	48
（再掲）						
東京都区部	4 842	2 189	2 394	981	1 117	296
札幌市	971	409	502	231	213	57
仙台市	520	205	275	133	115	27
さいたま市	591	191	359	152	172	35
千葉市	460	167	266	119	113	35
横浜市	1 722	637	1 010	424	475	112
川崎市	684	247	392	147	206	39
相模原市	320	105	194	84	89	21
新潟市	319	103	173	73	79	22
静岡市	294	103	165	67	77	22
浜松市	320	97	185	78	83	24
名古屋	1 032	350	610	259	270	80
京都市	697	297	357	157	149	50
大阪市	1 480	732	681	310	268	103
堺市	369	131	215	95	86	33
神戸市	694	249	410	189	177	44
岡山市	314	108	174	78	79	17
広島市	563	215	317	151	131	35
北九州市	452	190	236	118	86	33
福岡市	819	353	424	194	190	40
熊本市	320	106	183	73	89	22

65歳以上の者のいる世帯・高齢者世帯・児童のいる世帯別世帯数

2025(令和7)年

三世代世帯	その他の世帯	65歳以上の者のいる世帯	高齢者世帯	児童のいる世帯	都道府県 21大都市(再掲)
1 700	3 162	27 614	17 546	9 174	全 国
44	126	1 168	837	471	北海道
34	42	286	164	82	北海
35	51	300	169	82	道
57	69	496	282	165	青森
33	41	251	137	52	岩手
45	44	247	121	72	宮城
51	67	424	227	106	秋田
59	82	667	396	178	山形
53	56	426	233	127	福島
28	50	421	254	138	茨城
67	169	1 518	935	501	栃木
59	134	1 337	866	446	群馬
63	284	2 766	1 933	1 027	埼玉
74	171	1 797	1 157	712	東京
74	73	487	249	162	神奈川
31	33	236	124	69	新潟
24	35	260	155	71	富山
27	25	170	90	52	石川
14	21	195	123	54	福井
46	56	442	251	151	山梨
40	54	442	265	136	長野
67	109	767	435	262	岐阜
104	176	1 476	876	613	静岡県
26	49	395	242	121	愛知
30	33	287	171	109	三重
27	53	594	395	167	滋賀
71	180	2 006	1 339	605	京都
52	116	1 311	866	370	大阪
17	30	306	199	104	兵庫
11	23	212	141	95	奈良
17	21	135	73	38	和歌山
19	25	166	98	42	鳥取
34	56	415	247	146	島根
30	79	657	438	170	岡山
17	39	333	226	90	広島
12	22	162	102	50	山口
12	30	231	150	66	徳島
11	38	337	227	93	香川
6	20	190	132	41	愛媛
55	122	1 149	791	427	高知
24	28	186	103	59	福岡
22	34	329	219	109	佐賀
28	61	411	253	129	長崎
12	32	272	185	78	熊本
10	26	256	187	84	大分
11	38	392	283	124	宮崎
14	38	305	200	126	鹿児島
43	216	1 796	1 241	764	沖縄
13	47	407	283	195	(再掲)
14	26	220	143	85	東京都
12	29	276	183	104	札幌
6	21	236	153	62	仙台
17	58	752	512	296	さいたま
12	32	237	140	139	千葉
5	16	139	87	57	横浜
19	23	165	90	56	浜崎
9	17	154	95	48	相模原
16	22	161	92	58	新潟
20	52	493	320	195	静岡
12	32	325	217	100	浜松
14	52	644	452	175	名古屋
6	16	206	141	52	京都
7	28	397	282	107	大阪
11	22	156	99	58	堺
6	26	257	178	79	神戸
6	20	242	175	59	戸山
11	31	332	240	148	岡山
9	22	160	101	66	広島
					北九州
					福岡
					熊本

第5表 各種世帯別にみた所得の状況

2025（令和7）年調査

		全 世 帯	高 齢 者 世 帯	高 齢 者 世 帯 以 外 の 世 帯	母 子 世 帯	児 童 の い る 世 帯	65歳以上の者の の いる 世 帯
1世帯当たり平均所得金額(万円)		575.2	336.1	700.7	345.3	857.3	470.3
1世帯当たり平均可処分所得金額(万円)		439.4	282.9	526.9	271.5	658.8	367.9
世帯人員1人当たり平均所得金額(万円)		259.2	218.0	272.1	140.0	220.4	222.7
有業人員1人当たり平均稼働所得金額(万円)		356.1	212.4	375.3	260.9	418.3	259.6
構 成 割 合 (%)	所得五分位階級	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	第Ⅰ五分位 (第Ⅰ五分位値) 212万円	20.0	36.4	11.4	26.4	4.3	26.5
	第Ⅱ五分位 (第Ⅱ五分位値) 360万円	20.0	31.2	14.1	35.1	6.7	25.4
	第Ⅲ五分位 (第Ⅲ五分位値) 556万円	20.0	19.7	20.2	27.5	15.4	20.4
	第Ⅳ五分位 (第Ⅳ五分位値) 859万円	20.0	8.7	25.9	9.1	33.5	15.0
	第Ⅴ五分位	20.0	4.0	28.4	1.9	40.1	12.7
	生活意識	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	大変苦しい	23.2	21.0	24.4	43.4	27.6	22.3
	やや苦しい	32.2	31.1	32.8	38.8	33.9	32.4
	普通	38.5	41.7	36.8	15.8	32.8	39.8
	ややゆとりがある	5.2	5.4	5.1	2.1	4.8	4.7
	大変ゆとりがある	0.9	0.8	0.9	-	0.9	0.7

第6表 各種世帯別にみた所得金額階級別世帯数の分布及び中央値

2025（令和7）年調査

所得金額階級	全 世 帯		高 齢 者 世 帯		高 齢 者 世 帯 以 外 の 世 帯		母 子 世 帯		児 童 の い る 世 帯		65 歳 以 上 の 者 の い る 世 帯	
	累積度数分布 (%)	相対度数分布 (%)	累積度数分布 (%)	相対度数分布 (%)	累積度数分布 (%)	相対度数分布 (%)	累積度数分布 (%)	相対度数分布 (%)	累積度数分布 (%)	相対度数分布 (%)	累積度数分布 (%)	相対度数分布 (%)
総 数	.	100.0	.	100.0	.	100.0	.	100.0	.	100.0	.	100.0
50 万 円 未 満	0.7	0.7	0.9	0.9	0.6	0.6	-	-	0.0	0.0	0.6	0.6
50～100	5.8	5.1	10.5	9.6	3.4	2.8	2.6	2.6	0.7	0.6	7.3	6.7
100～150	11.8	5.9	21.1	10.6	6.9	3.5	9.5	6.9	2.2	1.5	15.1	7.7
150～200	18.1	6.3	33.3	12.2	10.1	3.2	18.7	9.2	3.6	1.4	24.1	9.0
200～250	25.1	7.0	44.9	11.5	14.7	4.6	39.3	20.5	6.1	2.6	33.2	9.1
250～300	31.5	6.5	55.3	10.5	19.0	4.4	50.0	10.7	8.4	2.3	41.5	8.3
300～350	38.4	6.9	65.6	10.3	24.1	5.0	58.2	8.2	10.3	1.9	50.0	8.5
350～400	44.5	6.1	73.7	8.0	29.2	5.1	72.1	13.9	13.1	2.7	57.5	7.5
400～450	49.5	5.1	78.8	5.1	34.2	5.0	78.7	6.6	16.2	3.2	62.6	5.1
450～500	54.1	4.5	82.9	4.1	39.0	4.8	85.0	6.3	20.1	3.9	66.9	4.4
500～600	63.2	9.1	89.2	6.3	49.6	10.6	91.0	6.1	30.5	10.4	75.1	8.2
600～700	70.7	7.5	92.8	3.6	59.1	9.5	94.4	3.3	41.5	11.0	81.1	5.9
700～800	76.9	6.2	95.3	2.5	67.2	8.1	97.6	3.3	53.2	11.7	85.5	4.4
800～900	81.8	4.9	96.5	1.1	74.1	6.9	98.6	0.9	63.6	10.4	88.5	3.0
900～1000	86.1	4.3	97.4	1.0	80.2	6.1	98.6	-	72.4	8.8	91.2	2.7
1000 万 円 以 上	100.0	13.9	100.0	2.6	100.0	19.8	100.0	1.4	100.0	27.6	100.0	8.8
平均所得金額 (575万2千円) 以下の割合 (%)		61.5		88.2		47.5		89.5		28.1		73.6
中央値 (万円)		451		273		600		299		766		349

第7表 等価可処分所得金額階級別世帯人員の相対度数分布

(単位：％)

	全世帯員		子ども		子どもがいる現役世帯					
							大人が一人		大人が二人以上	
	2021 (令和3)年	2024 (令和6)年	2021 (令和3)年	2024 (令和6)年	2021 (令和3)年	2024 (令和6)年	2021 (令和3)年	2024 (令和6)年	2021 (令和3)年	2024 (令和6)年
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
40万円未満	1.8	0.9	1.4	0.5	1.3	0.4	5.5	2.6	1.1	0.3
40～60	2.4	1.7	2.1	1.2	1.9	1.1	8.2	3.0	1.5	1.0
60～80	2.9	2.4	2.0	1.4	1.8	1.1	11.3	8.2	1.3	0.7
80～100	3.1	3.2	2.5	2.7	2.3	2.1	10.8	8.5	1.8	1.7
100～120	3.8	3.4	2.5	2.6	2.3	2.1	7.1	11.4	2.1	1.5
120～140	4.2	3.8	3.2	2.9	3.0	2.6	9.7	11.4	2.6	2.0
140～160	5.0	4.2	3.8	3.5	3.5	3.2	9.3	11.3	3.2	2.7
160～180	5.1	5.5	3.4	4.5	3.3	3.8	8.2	10.7	3.0	3.4
180～200	6.3	5.8	5.7	5.0	5.6	4.6	5.6	5.7	5.6	4.5
200～240	11.8	10.6	13.7	9.2	12.8	8.6	13.5	7.5	12.7	8.7
240～280	10.0	9.4	11.5	10.0	11.7	10.0	3.8	9.0	12.2	10.1
280～320	8.2	8.7	11.0	10.9	11.0	11.2	4.1	－	11.4	11.9
320～360	7.8	8.3	10.0	11.8	10.4	12.1	1.9	2.1	10.9	12.7
360～400	6.2	6.2	7.5	9.4	7.9	9.8	－	3.0	8.4	10.3
400～500	10.3	12.1	10.2	12.7	11.0	14.0	－	4.4	11.6	14.7
500～600	5.3	6.0	5.3	5.1	5.9	5.6	－	－	6.2	6.0
600～700	2.6	3.4	2.0	2.7	2.1	3.2	1.0	－	2.1	3.4
700～800	1.2	1.8	1.0	2.2	1.1	2.3	－	1.2	1.1	2.3
800～900	0.6	0.9	0.4	0.5	0.4	0.8	－	－	0.4	0.8
900～1000	0.4	0.6	0.4	0.3	0.3	0.4	－	－	0.4	0.4
1000万円以上	0.9	1.1	0.3	0.8	0.4	1.0	－	－	0.4	1.0

注：1) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。

2) 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

第8表 性・年齢階級・症状（複数回答）別にみた世帯人員・有訴者数・有訴者率（人口千対）

(単位:千人、人口千対)

2025(令和7)年

世帯人員 症状	総数				男				女			
	総数		(再掲) 65歳以上		総数		(再掲) 65歳以上		総数		(再掲) 65歳以上	
	有訴者数	有訴者率	有訴者数	有訴者率	有訴者数	有訴者率	有訴者数	有訴者率	有訴者数	有訴者率	有訴者数	有訴者率
世帯人員	119 636	・	40 245	・	57 823	・	18 214	・	61 812	・	22 031	・
自覚症状あり	30 587	255.7	15 800	392.6	13 482	233.2	6 827	374.8	17 106	276.7	8 973	407.3
熱がある	687	5.7	132	3.3	335	5.8	57	3.1	352	5.7	75	3.4
体がだるい	4 898	40.9	1 886	46.9	2 043	35.3	804	44.2	2 856	46.2	1 082	49.1
眠れない	3 547	29.7	1 827	45.4	1 422	24.6	687	37.7	2 125	34.4	1 140	51.7
いらいらしやすい	2 465	20.6	821	20.4	929	16.1	331	18.2	1 535	24.8	490	22.2
もの忘れする	3 612	30.2	2 745	68.2	1 527	26.4	1 151	63.2	2 085	33.7	1 594	72.3
頭痛	3 687	30.8	817	20.3	1 109	19.2	226	12.4	2 578	41.7	591	26.8
めまい	2 336	19.5	1 153	28.6	729	12.6	398	21.8	1 607	26.0	755	34.3
目のかすみ	5 003	41.8	3 152	78.3	2 151	37.2	1 362	74.8	2 852	46.1	1 791	81.3
物を見づらい	4 384	36.6	2 738	68.0	1 917	33.2	1 194	65.5	2 467	39.9	1 545	70.1
耳なりがする	3 508	29.3	2 196	54.6	1 590	27.5	1 054	57.8	1 918	31.0	1 143	51.9
きこえにくい	4 168	34.8	3 471	86.2	1 933	33.4	1 606	88.2	2 234	36.1	1 865	84.6
動悸	1 874	15.7	1 017	25.3	699	12.1	400	22.0	1 174	19.0	617	28.0
息切れ	2 245	18.8	1 615	40.1	1 081	18.7	808	44.3	1 164	18.8	807	36.6
前胸部に痛みがある	780	6.5	416	10.3	344	6.0	168	9.2	435	7.0	247	11.2
せきやたんが出る	5 224	43.7	2 510	62.4	2 653	45.9	1 314	72.1	2 571	41.6	1 196	54.3
鼻がつまる・鼻汁が出る	4 609	38.5	1 865	46.3	2 329	40.3	1 002	55.0	2 280	36.9	862	39.1
ゼイゼイする	920	7.7	496	12.3	457	7.9	256	14.1	463	7.5	240	10.9
胃のもたれ・むねやけ	2 609	21.8	1 471	36.5	1 058	18.3	578	31.8	1 550	25.1	893	40.5
下痢	2 020	16.9	698	17.3	1 062	18.4	382	21.0	958	15.5	316	14.4
便秘	3 912	32.7	2 592	64.4	1 497	25.9	1 146	62.9	2 415	39.1	1 445	65.6
食欲不振	1 010	8.4	568	14.1	416	7.2	247	13.5	594	9.6	321	14.6
腹痛・胃痛	1 790	15.0	607	15.1	661	11.4	233	12.8	1 128	18.3	374	17.0
痔による痛み・出血など	686	5.7	332	8.2	404	7.0	191	10.5	282	4.6	140	6.4
歯が痛い	1 613	13.5	783	19.5	762	13.2	371	20.4	851	13.8	412	18.7
歯ぐきのはれ・出血	1 876	15.7	1 056	26.2	846	14.6	469	25.7	1 029	16.7	588	26.7
かみにくい	2 362	19.7	1 920	47.7	1 091	18.9	881	48.4	1 271	20.6	1 039	47.2
発疹(じんま疹・できものなど)	1 881	15.7	766	19.0	822	14.2	371	20.4	1 059	17.1	394	17.9
かゆみ(湿疹・水虫など)	3 904	32.6	2 310	57.4	1 937	33.5	1 200	65.9	1 967	31.8	1 109	50.3
肩こり	8 306	69.4	3 690	91.7	2 792	48.3	1 213	66.6	5 514	89.2	2 477	112.4
腰痛	11 200	93.6	6 557	162.9	4 967	85.9	2 827	155.2	6 232	100.8	3 730	169.3
手足の関節が痛む	6 185	51.7	3 940	97.9	2 218	38.4	1 371	75.3	3 967	64.2	2 569	116.6
手足の動きが悪い	3 743	31.3	2 914	72.4	1 523	26.3	1 157	63.5	2 220	35.9	1 757	79.8
手足のしびれ	4 068	34.0	2 738	68.0	1 841	31.8	1 211	66.5	2 228	36.0	1 527	69.3
手足が冷える	2 572	21.5	1 835	45.6	830	14.4	624	34.3	1 742	28.2	1 210	54.9
足のむくみやだるさ	3 514	29.4	2 214	55.0	1 077	18.6	780	42.8	2 437	39.4	1 434	65.1
尿が出にくい・排尿時痛い	930	7.8	717	17.8	685	11.8	552	30.3	245	4.0	165	7.5
頻尿(尿の出る回数が多い)	5 043	42.2	4 017	99.8	2 899	50.1	2 335	128.2	2 144	34.7	1 682	76.4
尿失禁(尿がもれる)	1 807	15.1	1 546	38.4	649	11.2	571	31.4	1 158	18.7	974	44.2
月経不順・月経痛	748	12.1	-	-	・	・	・	・	748	12.1	-	-
骨折・ねんざ・脱きゅう	1 048	8.8	579	14.4	428	7.4	182	10.0	620	10.0	397	18.0
切り傷・やけどなどのけが	677	5.7	238	5.9	317	5.5	106	5.8	361	5.8	132	6.0
その他	1 909	16.0	773	19.2	832	14.4	329	18.1	1 077	17.4	444	20.1
(再掲)足腰に痛み	14 426	120.6	8 600	213.7	6 073	105.0	3 506	192.5	8 353	135.1	5 094	231.2

注:1)有訴者には入院者は含まないが、有訴者率を算出するための分母となる世帯人員には入院者を含む。

2)「月経不順・月経痛」については、女性の世帯人員を分母として算出した。

3)(再掲)「足腰に痛み」とは、「腰痛」か「手足の関節が痛む」のいずれかもしくは両方の有訴者である。

4)「総数」には、年齢不詳を含む。

第9表 性・年齢階級・傷病（複数回答）別にみた世帯人員・通院者数・通院者率（人口千対）

（単位：千人、人口千対）

2025(令和7)年

世帯人員 傷病	総数				男				女			
	総数		（再掲） 65歳以上		総数		（再掲） 65歳以上		総数		（再掲） 65歳以上	
	通院者数	通院者率	通院者数	通院者率	通院者数	通院者率	通院者数	通院者率	通院者数	通院者率	通院者数	通院者率
世帯人員	119 636	・	40 245	・	57 823	・	18 214	・	61 812	・	22 031	・
通院あり	48 961	409.2	27 310	678.6	23 017	398.1	12 478	685.1	25 943	419.7	14 832	673.2
糖尿病	6 670	55.8	4 695	116.7	4 083	70.6	2 753	151.1	2 587	41.9	1 942	88.2
肥満症	625	5.2	306	7.6	357	6.2	145	7.9	268	4.3	161	7.3
脂質異常症(高コレステロール血症等)	8 484	70.9	5 593	139.0	3 441	59.5	1 935	106.2	5 042	81.6	3 658	166.0
甲状腺の病気	1 752	14.6	950	23.6	345	6.0	201	11.0	1 407	22.8	750	34.0
うつ病やその他のこころの病気	2 811	23.5	630	15.7	1 208	20.9	210	11.5	1 603	25.9	420	19.1
認知症	741	6.2	721	17.9	290	5.0	279	15.3	451	7.3	441	20.0
パーキンソン病	234	2.0	205	5.1	113	1.9	97	5.3	122	2.0	108	4.9
その他の神経の病気(神経痛・麻痺等)	883	7.4	477	11.8	393	6.8	194	10.7	491	7.9	282	12.8
眼の病気	7 092	59.3	5 378	133.6	2 958	51.2	2 218	121.8	4 133	66.9	3 159	143.4
耳の病気	1 270	10.6	883	22.0	550	9.5	388	21.3	720	11.7	496	22.5
高血圧症	17 112	143.0	12 556	312.0	8 679	150.1	5 904	324.1	8 433	136.4	6 652	301.9
脳卒中(脳出血、脳梗塞等)	1 163	9.7	927	23.0	743	12.9	587	32.2	420	6.8	340	15.4
狭心症・心筋梗塞	2 074	17.3	1 724	42.8	1 375	23.8	1 101	60.5	698	11.3	623	28.3
その他の循環器系の病気	2 612	21.8	1 998	49.6	1 442	24.9	1 084	59.5	1 169	18.9	914	41.5
急性鼻咽頭炎(かぜ)	356	3.0	113	2.8	139	2.4	41	2.2	217	3.5	73	3.3
アレルギー性鼻炎	2 719	22.7	1 105	27.4	1 168	20.2	469	25.7	1 551	25.1	636	28.8
慢性閉塞性肺疾患(COPD)	210	1.8	185	4.6	162	2.8	145	7.9	48	0.8	41	1.8
喘息	1 763	14.7	758	18.8	715	12.4	300	16.5	1 048	17.0	458	20.8
その他の呼吸器系の病気	1 423	11.9	901	22.4	802	13.9	498	27.4	621	10.0	403	18.3
胃・十二指腸の病気	1 522	12.7	1 072	26.6	773	13.4	531	29.2	749	12.1	540	24.5
肝臓・胆のうの病気	904	7.6	582	14.5	467	8.1	293	16.1	436	7.1	289	13.1
その他の消化器系の病気	1 776	14.8	1 062	26.4	911	15.8	538	29.5	865	14.0	524	23.8
歯の病気	6 570	54.9	3 589	89.2	2 966	51.3	1 581	86.8	3 605	58.3	2 008	91.1
アトピー性皮膚炎	1 252	10.5	196	4.9	678	11.7	100	5.5	575	9.3	96	4.4
その他の皮膚の病気	2 537	21.2	1 245	30.9	1 221	21.1	645	35.4	1 316	21.3	600	27.2
痛風	1 310	11.0	692	17.2	1 256	21.7	652	35.8	54	0.9	41	1.8
関節リウマチ	946	7.9	666	16.6	239	4.1	177	9.7	708	11.4	490	22.2
関節症	2 475	20.7	1 723	42.8	782	13.5	527	28.9	1 693	27.4	1 196	54.3
肩こり症	2 450	20.5	1 356	33.7	761	13.2	407	22.3	1 689	27.3	949	43.1
腰痛症	5 527	46.2	3 827	95.1	2 360	40.8	1 562	85.8	3 168	51.2	2 265	102.8
骨粗しょう症	2 655	22.2	2 383	59.2	178	3.1	153	8.4	2 477	40.1	2 230	101.2
腎臓の病気	1 437	12.0	1 031	25.6	887	15.3	635	34.9	549	8.9	396	18.0
前立腺肥大症	1 793	31.0	1 642	90.1	1 793	31.0	1 642	90.1	・	・	・	・
閉経期又は閉経後障害(更年期障害等)	313	5.1	22	1.0	・	・	・	・	313	5.1	22	1.0
骨折	848	7.1	591	14.7	292	5.1	155	8.5	556	9.0	436	19.8
骨折以外のけが・やけど	788	6.6	293	7.3	363	6.3	114	6.2	425	6.9	179	8.1
貧血・血液の病気	745	6.2	415	10.3	240	4.2	179	9.8	504	8.2	236	10.7
悪性新生物(がん)	1 377	11.5	912	22.7	606	10.5	493	27.1	770	12.5	418	19.0
妊娠・産褥(切迫流産、前置胎盤等)	59	1.0	－	－	・	・	・	・	59	1.0	－	－
不妊症	76	0.6	－	－	4	0.1	－	－	72	1.2	－	－
その他	3 198	26.7	1 020	25.3	1 035	17.9	368	20.2	2 163	35.0	652	29.6
不 明	140	1.2	62	1.5	54	0.9	25	1.4	86	1.4	37	1.7

注：1) 通院者には入院者は含まないが、通院者率を算出するための分母となる世帯人員には入院者を含む。

2) 「前立腺肥大症」については、男性の世帯人員を分母として算出した。

3) 「閉経期又は閉経後障害」「妊娠・産褥」については、女性の世帯人員を分母として算出した。

4) 「総数」には、年齢不詳を含む。

第10表 性・年齢階級別にみたこころの状態（点数階級）

（単位：％）

2025(令和7)年

性 年齢階級	総数	0～4点	5～9点	10～14点	15点以上	不詳
総数	100.0	71.1	16.2	6.9	2.9	2.9
12～19歳	100.0	80.7	10.2	5.0	2.3	1.9
20～29	100.0	69.3	15.8	9.1	4.9	0.8
30～39	100.0	64.9	17.9	10.2	6.0	1.0
40～49	100.0	68.4	17.4	8.7	4.4	1.1
50～59	100.0	69.7	17.8	8.0	3.2	1.4
60～69	100.0	76.3	15.6	4.7	1.6	1.9
70～79	100.0	75.3	14.4	4.2	1.1	5.0
80歳以上	100.0	63.6	18.3	7.2	2.0	9.0
（再掲）65歳以上	100.0	72.3	15.6	5.1	1.4	5.6
（再掲）75歳以上	100.0	67.8	16.9	5.9	1.7	7.7
男	100.0	73.4	15.0	6.2	2.8	2.6
12～19歳	100.0	82.2	9.6	4.1	2.2	2.0
20～29	100.0	72.0	14.2	8.3	4.5	1.0
30～39	100.0	66.6	17.3	9.5	5.7	1.0
40～49	100.0	69.8	16.2	8.4	4.3	1.3
50～59	100.0	72.3	16.2	7.1	2.8	1.5
60～69	100.0	78.7	14.2	4.1	1.4	1.6
70～79	100.0	77.1	13.7	3.8	1.0	4.5
80歳以上	100.0	67.1	16.6	5.9	1.5	8.8
（再掲）65歳以上	100.0	75.0	14.5	4.3	1.2	5.1
（再掲）75歳以上	100.0	70.9	15.5	5.0	1.4	7.1
女	100.0	68.9	17.4	7.5	3.1	3.1
12～19歳	100.0	79.1	10.9	5.9	2.4	1.7
20～29	100.0	66.5	17.4	10.0	5.3	0.7
30～39	100.0	63.1	18.6	11.0	6.4	1.0
40～49	100.0	66.8	18.7	9.0	4.6	0.9
50～59	100.0	67.1	19.3	8.8	3.5	1.3
60～69	100.0	73.9	17.0	5.2	1.7	2.2
70～79	100.0	73.7	15.1	4.6	1.2	5.4
80歳以上	100.0	61.0	19.4	8.0	2.3	9.2
（再掲）65歳以上	100.0	69.9	16.6	5.7	1.6	6.1
（再掲）75歳以上	100.0	65.4	18.0	6.6	1.9	8.1

注：12歳以上の者（入院者は含まない。）を集計した。

（単位：％）

2025(令和7)年

	総数	0～4点	5～9点	10～14点	15点以上	（再掲） 10点以上
総数						
20歳以上	100.0	72.6	17.1	7.2	3.1	10.3

注：入院者は含まない。また、総数に「点数不詳」は含まない。

第 11 表 性・年齢階級別にみたがん検診受診状況（複数回答）

（単位：千人）

2025(令和7)年

性 年齢階級	総数	過去1年間に受診した者			過去2年間に受診した者		
		胃がん 検診	肺がん 検診	大腸がん 検診	胃がん 検診	子宮がん (子宮頸がん) 検診	乳がん検診
総数	90 651	30 338	38 863	34 542	35 826	16 751	16 506
20～29歳	7 463	253	1 398	526	318	1 054	303
30～39	9 414	1 867	2 679	1 922	2 226	2 353	1 350
40～49	13 053	5 509	6 469	6 062	6 420	3 596	3 485
50～59	16 409	7 438	8 826	8 231	8 552	4 148	4 419
60～69	15 719	6 743	8 362	7 641	7 883	3 062	3 624
70～79	17 430	5 917	7 571	7 035	7 190	1 992	2 571
80歳以上	11 163	2 611	3 560	3 126	3 237	546	755
(再掲)40歳以上	73 775	28 218	34 787	32 094	33 282	13 344	14 854
(再掲)65歳以上	36 494	11 722	15 106	13 808	14 220	3 935	5 023
(再掲)75歳以上	19 954	5 429	7 170	6 481	6 672	1 405	1 879
男	44 096	16 746	20 288	17 949	19 236	・	・
20～29歳	3 749	136	734	259	169	・	・
30～39	4 853	1 092	1 536	1 089	1 260	・	・
40～49	6 730	3 141	3 476	3 255	3 563	・	・
50～59	8 206	4 144	4 648	4 281	4 626	・	・
60～69	7 661	3 749	4 349	3 957	4 242	・	・
70～79	8 258	3 153	3 849	3 562	3 757	・	・
80歳以上	4 639	1 331	1 694	1 546	1 618	・	・
(再掲)40歳以上	35 495	15 518	18 017	16 601	17 807	・	・
(再掲)65歳以上	16 721	6 244	7 594	6 982	7 400	・	・
(再掲)75歳以上	8 778	2 832	3 529	3 261	3 421	・	・
女	46 555	13 592	18 575	16 594	16 591	16 751	16 506
20～29歳	3 714	117	663	267	149	1 054	303
30～39	4 561	775	1 143	833	967	2 353	1 350
40～49	6 323	2 369	2 993	2 807	2 857	3 596	3 485
50～59	8 203	3 294	4 178	3 950	3 926	4 148	4 419
60～69	8 058	2 994	4 012	3 683	3 641	3 062	3 624
70～79	9 172	2 764	3 721	3 473	3 433	1 992	2 571
80歳以上	6 524	1 279	1 865	1 580	1 618	546	755
(再掲)40歳以上	38 280	12 700	16 770	15 494	15 475	13 344	14 854
(再掲)65歳以上	19 773	5 478	7 512	6 826	6 820	3 935	5 023
(再掲)75歳以上	11 176	2 597	3 641	3 219	3 250	1 405	1 879

注：20歳以上の者（入院者は含まない。）を集計した。

第12表 現在の要介護度別にみた介護が必要となった主な原因の構成割合

（単位：％）

2025(令和7)年

	総 数	要支援者			要介護者					
			要支援 1	要支援 2		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
脳血管疾患（脳卒中）	12.5	9.4	8.3	10.5	14.4	11.1	11.8	18.8	15.2	27.6
心疾患（心臓病）	4.8	5.5	5.8	5.2	4.4	4.2	4.2	6.9	2.2	4.2
悪性新生物（がん）	3.0	2.8	3.4	2.2	3.0	2.6	3.6	2.5	5.1	0.2
呼吸器疾患	1.9	2.2	1.8	2.5	1.6	1.7	1.6	0.4	3.1	2.2
関節疾患	9.1	14.8	13.3	16.3	5.8	6.6	5.7	5.7	6.5	1.7
認知症	16.7	5.7	6.5	4.9	23.6	24.2	24.0	23.3	21.6	23.8
パーキンソン病	3.0	2.1	1.4	2.8	3.5	2.2	3.3	6.0	2.9	5.2
糖尿病	2.9	3.1	3.1	3.2	2.7	2.2	3.1	2.6	4.2	0.6
視覚・聴覚障害	1.9	3.0	3.5	2.6	1.1	1.6	1.4	0.6	0.9	－
骨折・転倒	14.6	14.7	13.8	15.6	14.8	14.5	16.1	15.2	14.8	10.1
脊髄損傷	1.7	2.3	2.2	2.4	1.4	1.8	0.9	1.4	1.5	1.3
高齢による衰弱	15.6	17.7	18.6	16.9	14.5	18.8	16.8	7.1	9.1	11.5
その他	8.2	9.7	9.6	9.8	7.4	6.3	5.6	8.6	11.9	9.7
わからない	2.1	3.8	6.1	1.4	1.1	1.4	0.8	0.6	0.7	2.0
不詳	2.0	3.2	2.6	3.8	0.6	0.8	1.0	0.1	0.2	－

注：１）「現在の要介護度」とは、2025（令和７）年６月の要介護度をいう。

２）「総数」には、要介護度不詳を含む。

用 語 の 説 明

- 1 「**世帯**」とは、住居及び生計を共にする者の集まり又は独立して住居を維持し、若しくは独立して生計を営む単身者をいう。
- 2 「**世帯主**」とは、年齢や所得にかかわらず、世帯の中心となって物事をとりはかる者として世帯側から報告された者をいう。
- 3 「**世帯員**」とは、世帯を構成する各人をいう。
なお、調査日現在、一時的に不在の者はその世帯の世帯員としているが、単身赴任している者、遊学中の者、社会福祉施設に入所している者などは世帯員から除いている。
- 4 「**世帯構造**」は、次の分類による。
 - (1) 単独世帯
世帯員が1人だけの世帯をいう。
 - (2) 核家族世帯
 - ア 夫婦のみの世帯
世帯主とその配偶者のみで構成する世帯をいう。
 - イ 夫婦と未婚の子のみの世帯
夫婦と未婚の子のみで構成する世帯をいう。
 - ウ ひとり親と未婚の子のみの世帯
父親又は母親と未婚の子のみで構成する世帯をいう。
 - (3) 三世帯世帯
世帯主を中心とした直系三世帯以上の世帯をいう。
 - (4) その他の世帯
上記(1)～(3)以外の世帯をいう。
- 5 「**世帯類型**」は、次の分類による。
 - (1) 高齢者世帯
65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の者が加わった世帯をいう。
※ 2023（令和5）年以前の定義：65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯をいう。
 - (2) 母子世帯
死別・離別・未婚で、現に配偶者のいない65歳未満の女と20歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成している世帯をいう。
 - (3) 父子世帯
死別・離別・未婚で、現に配偶者のいない65歳未満の男と20歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成している世帯をいう。
 - (4) その他の世帯
上記(1)～(3)以外の世帯をいう。
- 6 「**家族形態**」は、次の分類による。
 - (1) 単独世帯
世帯に1人だけの場合をいう。
 - (2) 夫婦のみの世帯
配偶者のみと同居している場合をいう。
 - (3) 子と同居
 - ア 子夫婦と同居
 - イ 配偶者のいない子と同居

未婚の子、配偶者と死別・離別した子及び有配偶であるが、現在配偶者が世帯にいない子と同居している場合をいう。

(4) その他の親族と同居

子と同居せず、子以外の親族と同居している場合をいう。

(5) 非親族と同居

上記(1)～(4)以外で、親族以外と同居している場合をいう。

7 「児童」とは、18歳未満の者をいう。

※ 2023(令和5)年以前の定義：18歳未満の未婚の者をいう。

8 児童のいる世帯における「母」とは、世帯内で最も年少の児童(以下「末子」という)の母をいう。なお、表6・図7(8頁)では、末子の母のいない世帯を集計対象から除いている。

9 「仕事あり」とは、2025(令和7)年5月中に所得を伴う仕事をしていたことをいう。ただし、同月中に全く仕事をしなかった場合であっても、次のような場合は「仕事あり」とする。

(1) 雇用者であって、2025(令和7)年5月中に給料・賃金の支払いを受けたか、又は受けることになっていた場合(例えば、病気で休んでいる場合)

(2) 自営業者であって、自ら仕事をしなかったが、2025(令和7)年5月中に事業は経営されていた場合

(3) 自営業主の家族であって、その経営する事業を手伝っていた場合

(4) 職場の就業規則などで定められている育児(介護)休業期間中であった場合

なお、「仕事あり」は以下の勤めか自営かの別①～⑩に分類される。

① 一般常雇者(契約期間の定めのない雇用者)

② 一般常雇者(契約期間が1年以上の雇用者)

③ 1年以上1年未満の契約の雇用者

④ 日々又は1月未満の契約の雇用者

⑤ 会社・団体等の役員

⑥ 自営業主(雇人あり)

⑦ 自営業主(雇人なし)

⑧ 家族従業者

⑨ 内職

⑩ その他

10 「正規の職員・従業員」及び「非正規の職員・従業員」は、次の勤め先での呼称の分類による。

(1) 正規の職員・従業員とは、一般職員又は正社員などと呼ばれている者をいう。

(2) 非正規の職員・従業員とは、以下の呼称で呼ばれている者をいう。

ア パート、アルバイト

就業の時間や日数に関係なく、勤め先で「パートタイマー」「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている者をいう。

「パート」か「アルバイト」かはっきりしない場合は、募集広告や募集要領又は雇用契約の際に言われたり、示された呼称による。

イ 労働者派遣事業所の派遣社員

労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されて働いている者をいう。

この法令に該当しないものは、形態が似たものであっても「労働者派遣事業所の派遣社員」とはしない。

ウ 契約社員

専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用されている者又は雇用期間

の定めのある者をいう。

エ 嘱託

労働条件や契約期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている者をいう。

オ その他

上記ア～エ以外の者をいう。

なお、勤め先での呼称は、上記 9 「仕事あり」を勤めか自営かの別①～⑩に分類したものうち、役員以外の雇用者である①～④について分類したものである。

- 11 「中央値」とは、所得を低いものから高いものへと順に並べて 2 等分する境界値をいう。
- 12 「所得五分位階級」は、全世帯を所得の低いものから高いものへと順に並べて 5 等分し、所得の低い世帯群から第Ⅰ・第Ⅱ・第Ⅲ・第Ⅳ及び第Ⅴ五分位階級とし、その境界値をそれぞれ第Ⅰ・第Ⅱ・第Ⅲ・第Ⅳ五分位値（五分位境界値）という。
- 13 「所得の種類」は、次の分類による。
- （１）稼働所得
- 雇用者所得、事業所得、農耕・畜産所得、家内労働所得をいう。
- ア 雇用者所得
- 世帯員が勤め先から支払いを受けた給料・賃金・賞与の合計金額をいい、税金や社会保険料を含む。
- なお、給料などの支払いに代えて行われた現物支給（有価証券や食事の支給など）は時価で見積もった額に換算して含めた。
- イ 事業所得
- 世帯員が事業（農耕・畜産事業を除く。）によって得た収入から仕入原価や必要経費（税金、社会保険料を除く。以下同じ。）を差し引いた金額をいう。
- ウ 農耕・畜産所得
- 世帯員が農耕・畜産事業によって得た収入から仕入原価や必要経費を差し引いた金額をいう。
- エ 家内労働所得
- 世帯員が家庭内労働によって得た収入から必要経費を差し引いた金額をいう。
- （２）公的年金・恩給
- 世帯員が公的年金・恩給の各制度から支給された年金額（２つ以上の制度から受給している場合は、その合計金額）をいう。
- （３）財産所得
- 世帯員の所有する土地・家屋を貸すことによって生じた収入（現物給付を含む。）から必要経費を差し引いた金額及び預貯金、公社債、株式などによって生じた利子・配当金から必要経費を差し引いた金額（源泉分離課税分を含む。）をいう。
- （４）公的年金・恩給以外の社会保障給付金
- ア 雇用保険
- 世帯員が受けた雇用保険法による失業等給付等をいう。
- イ 児童手当等
- 世帯員が受けた児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当等をいう。
- ウ その他の社会保障給付金
- 世帯員が受けた上記（２）、（４）ア、イ以外の社会保障給付金（生活保護法による扶助など）をいう。ただし、現物給付は除く。
- （５）仕送り・企業年金・個人年金等・その他の所得
- ア 仕送り
- 世帯員に定期的又は継続的に送られてくる仕送りをいう。
- イ 企業年金・個人年金等

公的年金以外で世帯員等が一定期間保険料（掛金）を納付（支払い）したことにより年金として支給された金額をいう。

ウ その他の所得

上記（１）～（４）、（５）ア、イ以外のもの（一時的仕送り、冠婚葬祭の祝い金・香典、各種祝い金等）をいう。

14 **「生活意識」**とは、調査日現在での暮らしの状況を総合的にみてどう感じているかの意識を、世帯主又は世帯を代表する者が５区分（「大変苦しい」「やや苦しい」「普通」「ややゆとりがある」「大変ゆとりがある」）から選択回答したものである。

15 **「可処分所得」**とは、所得から所得税、住民税、社会保険料、固定資産税・都市計画税及び自動車税等を差し引いたものであり、手取り収入に相当する。

16 **「等価可処分所得」**とは、世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整したものをいう。

17 **「貧困率」**とは、OECD の作成基準に基づいて算出した次のものをいう。また、「大人」とは18歳以上の者、「子ども」とは17歳以下の者をいい、「現役世帯」とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。

なお、算出に用いている「所得」には、現金給付として受給した社会保障給付金が含まれるが、社会保障給付金の現物給付等は含んでいない。

（１）相対的貧困率

貧困線に満たない世帯員の割合をいう。貧困線とは、等価可処分所得の中央値の半分の額をいう。

（２）子どもの貧困率

17歳以下の子ども全体に占める、貧困線に満たない17歳以下の子どもの割合をいう。

（３）「子どもがいる現役世帯」の貧困率

ア 「大人が一人」の貧困率

現役世帯のうち「大人が一人と17歳以下の子どもがいる世帯」に属する世帯員の中で、貧困線に満たない当該世帯の世帯員の割合をいう。

イ 「大人が二人以上」の貧困率

現役世帯のうち「大人が二人以上と17歳以下の子どもがいる世帯」に属する世帯員の中で、貧困線に満たない当該世帯の世帯員の割合をいう。

18 **「貧困率の算出における等価可処分所得（OECD 作成基準に基づく）」**とは、下記により算出した所得である。所得のない子ども等を含め、すべての世帯員に割り当てられる。

旧基準：等価可処分所得 ＝ （総所得 － 拠出金） ÷ √世帯人員

新基準：等価可処分所得 ＝ （総所得 － 拠出金 － 掛金 － その他） ÷ √世帯人員

			旧 基 準	新 基 準
【所得】				
総所得	当初所得		雇用者所得 事業所得 農耕・畜産所得 家内労働所得 財産所得 仕送り 企業年金・個人年金等 その他の所得	雇用者所得 事業所得 農耕・畜産所得 家内労働所得 財産所得 仕送り 企業年金・個人年金等 その他の所得
	社会保障給付		公的年金・恩給 雇用保険 児童手当等 その他の社会保障給付金	公的年金・恩給 雇用保険 児童手当等 その他の社会保障給付金
【支出】				
拠出金等	拠出金	税金	所得税 住民税 固定資産税	所得税 住民税 固定資産税・都市計画税 自動車税・軽自動車税・自動車重量税
		社会保険料	医療保険料 年金保険料 介護保険料 雇用保険料	医療保険料 年金保険料 介護保険料 雇用保険料
	掛金			企業年金掛金
	その他			仕送り

- 19 「入院者」とは、病院、診療所又は介護保険施設に入院又は入所している者をいう。
- 20 「有訴者」とは、世帯員（入院者を除く。）のうち、病気やけが等で自覚症状のある者をいう。
- 21 「有訴者率」とは、人口千人に対する有訴者数をいう。分母となる世帯人員には入院者を含むが、分子となる有訴者には、入院者は含まない。
- 22 「通院者」とは、世帯員（入院者を除く。）のうち、病気やけがで病院や診療所、あんま・はり・きゅう・柔道整復師に通っている者をいう。
- 23 「通院者率」とは、人口千人に対する通院者数をいう。分母となる世帯人員には入院者を含むが、分子となる通院者には、入院者は含まない。
- 24 「こころの状態」には、K 6 という尺度を用いている。K 6 は米国の Kessler らによって、うつ病・不安障害などの精神疾患をスクリーニングすることを目的として開発され、一般住民を対象とした調査で心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度を表す指標として広く利用されている。

「神経過敏に感じましたか」「絶望的だと感じましたか」「そろそろ、落ち着かなく感じましたか」「気分が沈み込んで、何が起こっても気が晴れないように感じましたか」「何をするのも骨折りだと感じましたか」「自分は価値のない人間だと感じましたか」の6つの質問について5段階（「まったくない」（0点）、「少しだけ」（1点）、「ときどき」（2点）、「たいてい」（3点）、「いつも」（4点））で点数化する。合計点数が高いほど、精神的な問題がより重い可能性があるとしてされている。

25 **「要介護者」**とは、介護保険法の要介護と認定された者（①要介護状態にある65歳以上の者、②要介護状態にある40歳以上65歳未満の者であって、その要介護状態の原因となった心身の障害が特定疾病によるもの）のうち、在宅の者をいう。

26 **「要支援者」**とは、介護保険法の要支援と認定された者（①要介護状態となるおそれがある状態にある65歳以上の者、②要介護状態となるおそれがある状態にある40歳以上65歳未満の者であって、その要介護状態となるおそれのある状態の原因となった心身の障害が特定疾病によるもの）のうち、在宅の者をいう。

27 **「要介護度」**とは、「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年4月30日厚生省令第58号）」に定められている「要介護認定等基準時間」により分類されたものをいう。

要介護認定等基準時間の分類

- ・直接生活介助－入浴、排せつ、食事等の介護
- ・間接生活介助－洗濯、掃除等の家事援助等
- ・BPSD関連行為－徘徊に対する探索、不潔な行為に対する後始末等
- ・機能訓練関連行為－歩行訓練、日常生活訓練等の機能訓練
- ・医療関連行為－輸液の管理、じょく瘡の処置等の診療の補助等

（1）要支援 1

上記5分野の要介護認定等基準時間が25分以上32分未満である状態又はこれに相当する状態

（2）要支援 2

要支援状態の継続見込期間にわたり継続して常時介護を要する状態の軽減又は悪化の防止に特に資する支援を要すると見込まれ、上記5分野の要介護認定等基準時間が32分以上50分未満である状態又はこれに相当する状態

（3）要介護 1

上記5分野の要介護認定等基準時間が32分以上50分未満である状態又はこれに相当する状態

（4）要介護 2

上記5分野の要介護認定等基準時間が50分以上70分未満である状態又はこれに相当する状態

（5）要介護 3

上記5分野の要介護認定等基準時間が70分以上90分未満である状態又はこれに相当する状態

（6）要介護 4

上記5分野の要介護認定等基準時間が90分以上110分未満である状態又はこれに相当する状態

（7）要介護 5

上記5分野の要介護認定等基準時間が110分以上である状態又はこれに相当する状態